

研 究 報 告

第 11 集

(通算 第29集)

講演記録

大 谷 恭 子	2015年度 奈良県大学人権教育研究協議会 記念講演会『教育における差別の禁止と インクルーシブ教育～障害者差別解消法における 内閣府基本方針とガイドラインから～』……………	1
佐 藤 真 理	2015年度 奈良県大学人権教育研究協議会 講演会 憲法と人権 ……………	23

研修・交流会記録

五 百 住 満	子どもの死生観といのちの教育……………	49
---------	---------------------	----

活動記録

2015年度奈良県大学人権教育研究協議会活動報告……………	73
2015年度役員名簿……………	77

資 料 ……………	79
-----------	----

奈良県大学人権教育研究協議会

2 0 1 6 年 7 月

2015年度 奈良県大学人権教育研究協議会 記念講演会

2015年5月14日（土）
畿央大学 L棟 L102講義室

プロフィール

大谷 恭子（おおたに きょうこ）

1974年 早稲田大学法学部を卒業し、1978年に弁護士登録。

連合赤軍事件及び、永山則夫の弁護に当たられ、三里塚反対同盟の小泉よねさんの行政訴訟にも関った。障害児の自主登校裁判、アイヌ肖像権裁判など、マイノリティの人権を擁護する弁護士として活躍されており、地下鉄サリン事件など、困難な事件の裁判にも関わった。

また、内閣府の障がい者制度改革推進会議構成員や障害者政策委員会委員としても活躍。

現在は北千住パブリック法律事務所の所長に在職している。また、『共生の法律学』『死刑事件辩护人』『若い女性の法律ガイド』『セクシュアル・ハラスメントのない世界へ』『それでも彼を死刑にしますか』『共生社会へのリーガルベース』など、多数の著作がある。

『教育における差別の禁止とインクルーシブ教育 ～障害者差別解消法における内閣府基本方針と ガイドラインから～』

大 谷 恭 子

司会：

ただ今より、2015年度記念講演会を開催致します。

本日は、北千住パブリック法律事務所の弁護士の大谷恭子先生に、『教育における差別の禁止とインクルーシブ教育～障害者差別解消法における内閣府基本方針とガイドラインから～』というタイトルでご講演をお願いしております。

大谷恭子先生の略歴をご紹介させていただきます。大谷先生は1974年に早稲田大学法学部を卒業されて、1978年に弁護士登録をされました。連合赤軍事件及び、永山則夫の弁護に当たられました。ご存知の方も多いと思います。三里塚反対同盟の小泉よねさんの行政訴訟にも関わられました。

障害児の自主登校裁判、アイヌ肖像権裁判など、マイノリティの人権を擁護する弁護士として活躍されています。地下鉄サリン事件など、困難な事件の裁判にも関わられました。

また、内閣府の障がい者制度改革推進会議構成員や障害者政策委員会委員としても活躍されていました。現在、北千住パブリッ

ク法律事務所の所長をされています。

著作といたしまして、『共生の法律学』『死刑事事件辩护人』『若い女性の法律ガイド』『セクシュアル・ハラスメントのない世界へ』『それでも彼を死刑にしますか』『共生社会へのリーガルベース』など、多くの著作がございます。

では大谷先生、よろしく願い致します。

大谷：

こんにちは、弁護士の大谷です。ただいまご紹介いただいた中で、刑事事件が多かったので、「何でこの人が教育の分野の話をするんだ？」と思われた方も多いでしょう。

私は今、北千住にある公設事務所の所長をしています。北千住というのは東京の東の外れで、実は東京拘置所のある小菅に近い。裁判員制度が実施されてから、裁判員裁判で、市民にわかりやすい刑事弁護ができるよう、若手弁護士の養成に力を入れるということになり、公設事務所の中でも、刑事弁護対応の、若手の刑事弁護人を育てる公設事務所となっています。

要するに私は、どちらかと言うと刑事弁護畑の弁護士なんですね。にも関わらず、障害児教育だけは、弁護士になりたての頃から関わらせて頂いています。

では、なぜ刑事弁護人である私が障害児教育に関わるようになったのか？

1979年、これも足立区でしたが、金井康治君という、その頃養護学校の2年生だった子が「地域の小学校に転校したい」と言い出したんです。「どうしても地域の学校で学びたい」と。それを親が支持して、「なるほど、この子はこの地域で生きていくのだから、養護学校よりも地域の学校が良いだろう」ということになり、養護学校からの転校希望を出しました。

ところが、その当時の地域の小学校、教育委員会は、「とんでもない。車椅子の子、発語が不十分な子はとても普通の学校ではやれない」と転校を拒否。

あの頃は、障害当事者の運動が盛んで、「それはおかしいじゃないか。何で地域の学校に入れないんだ？ 入れてくれないのなら入れてくれるまで粘るぞ」ということになり、校門の前で自主当校が始まりました。でも、校長先生はどうしても入れたくない。ある日、康治君がトイレに行きたくなりました。校門は閉まっているけれども、それまではトイレだけは貸してくれたので、その地域で彼を支援していた若者と一緒に、110cmの小学校の校門を乗り越えた。それ

を校長先生が「建造物侵入だ」と110番通報し、若者が逮捕されてしまったのです。

私はまだ弁護士になって2年目。「校門を乗り越えて若者が逮捕された」という連絡を受けて、接見に行きました。

その若者は公務員でした。障害のある子を地域の学校に入れたいとボランティアをやっていた若者が有罪になったら、公務員を失職してしまいます。そこで私は、これは学校指定処分がそもそも違法だったんだ。障害のある子が地域の学校に行きたいと思い、保護者もそれを支持し、転校要請までしているのに、学校指定処分を変更しない。この指定処分の違法性さえ認められれば、その子はその学校に学籍のある子供になる。とすれば、康治君と一緒に校門を乗り越えたのだから、康治君を介護していた青年は、当然そこに立ち入る権利があったということになります。そこで、これは刑事裁判ではありましたが、教育行政訴訟にするしかないと思い、この処分が違法で違憲だと争った…。これが、障害児教育との出会いなんです。

結局最高裁まで争いました。高裁では総論として、「地域の学校で共に学ぶということは、障害児教育の理想である」と裁判所が判断してくれましたが、「理想ではあるが、全国の小中学校で障害児を受け入れるにはまだ条件が整わない。よって、この学校指定処分は裁量権を逸脱しておらず、合法。学校指定処分が合法である限り、やはり学

籍のない児童が校門を乗り越えるのは違法。それを支援・介助していた若者は立ち入り権を有しない。よって、建造物侵入罪は成立する」という理由で、有罪になってしまいました。

最終的に判断が出たのが1983年で、それから苦節30年。「これはどう考えてもおかしい。弟もその地域の学校に行っている。お兄ちゃんがこの学校に入りたいと言っているのに、しかも、トイレさえ貸してくれない、そんな学校指定処分は、やはりどうあってもおかしい…」ということで、以来刑事弁護から入り、「障害のある子も地域の学校の学籍を」ということにこだわり続けてきました。

ひょんなことから刑事事件畑から障害児教育に関わるようになったという、私の自己紹介を兼ねて歴史を知って頂きたかったのですが、障害者の抱えている問題はたくさんあります。福祉からあらゆる分野で、障害者は生きにくさを抱え差別されています。

それでも私は、私の出会った刑事事件の範囲から、教育だけでも何とかこの子達、この親達の思いが叶えられるようにと、いろいろなところで発言させてもらい、学校指定処分を各地域で争いながら、制度改革は必須と願い続け、最終的に2009年から始まった制度改革の委員に教育分野を発言するという事で選ばれました。

1979年から始まった金井康治君の裁判の頃には、正直「インクルージョン」というのはまだまだマイナーだったし、なかなか周知されていませんでした。

国際的には既に、「障害のある子もない子も共に学ぶ」ということは趨勢になっていたのに、残念ながら我が国では、1979年、いわゆる「養護学校の義務化」として、「都道府県に養護学校が1つずつあるはずなので、障害のある子は養護学校に行きなさい」という形で法制度が整備されてしまったのです。以降その制度を崩すためにいろいろな試みがなされ、もちろん文部科学省も世界の趨勢を無視する訳にもいかないということで、交流教育をしたり、認定就学制度を設けたりと、若干の調整をしてきました。

しかし、なかなか制度的転換までには至らなかった。これがようやく制度的転換に至ったのが、皆さんご存知の「障害者権利条約」の制定からです。2006年に国連で採択された障害者権利条約ですけれども、実はもっと前に条約化されているはずでした。

ところで、国連の人権条約がどのようにつくられるか、皆さんご存知でしょうか？

例えば、国際障害者年をやり、行動計画10年を発表し、これをやり上げた頃に世界の情勢を見て、権利条約・人権条約として仕上げていくというのが国連の人権戦略と言うか、人権条約を作っていく大きな手法になっています。

そういう国連の手法からすると、本来こ

の障害者権利条約も、皆さんご存知の通り「国際障害者年」が1981年でしたから、それから行動計画が発表され、その10年の締めである1992年頃には、権利条約を人権条約として世界に発表するはずだったのです。

ところが、残念ながら、条約にしようとした際、国連総会に通らないだろうということで、条約が断念され、それに代わるものとして、いわゆる「障害者機会均等化基準規則」が発表されたんです。それが1993年。

この「障害のある人に対する機会均等化に関する基準規則」（「標準規則」）、これを慣習法にして、国際障害者年で発表した行動計画を何とかそのまま法的に規範性のある条約にしていこうということで繋いだんです。

人種、女性、子どもと、あらゆる分野で人権条約が成立する中で、障害者はやはり人権条約になかなか馴染まないのか、本当に厳しく、このまま障害者権利条約が流れてしまうのかと思いました。

それが2000年以降、大きく変わります。「私達抜きで私達のことを決めるな」という当事者団体の動きが大きなムーブメントとなって動き出したのです。そして、2006年成文化に至りました。

「やはり当事者の動きがあって初めて条約になるんだ」ということを改めて思い知らされたのが、この2006年の権利条約制定の過程でした。

そしてこの時、「待った甲斐があった」というぐらい強く思ったのは、その権利条約の中に明確に「インクルージョン」が基本理念として位置付けられたことです。

それまでも、国際障害者年、それから先ほど言った行動計画及び基準規則、その流れの中でもずっと「インクルージョン」ということが底流にありました。でも、これほど明確に全編を貫く基本理念として持ち込まれたのは、やはり権利条約が初めてのことだったと思います。

そのことを話す時間が今日はないので、皆さんにはこのパンフレットをお配りしています。『障害者権利条約でインクルーシブ教育を実現しよう！』という権利条約版を見てください。条約の基本理念、保護の客体から権利の主体へ、障害定義の問題、合理的配慮がきちんと規定され、「差別とは区別・排除・制限」ということを明確にしています。

この「差別とは区別・排除・制限」というのは、障害者権利条約特有のことではないんです。人種差別撤廃条約、これは国連が最初に作った人権条約ですが、この中で「差別とは人種に基づく区別・排除・制限」だとしました。アパルトヘイトなど、「人種に基づいて分けてしまう、そして排除してしまう、権利制限してしまうのが最も明らかな差別だ」と宣言したんですね。

このように、国際社会において「差別と

は「区別・排除・制限」ということは、一致した見解です。女性差別撤廃条約（1985年）の中でも、「性に基づく区別・排除・権利制限」は差別として踏襲されています。

ですから、障害に基づく差別の時も、それを踏まえれば「障害に基づく区別・排除・権利（利益）制限、これが当然差別に該当する」ことは、人権条約の流れからすればある意味で当然のことでした。ということで2条、これは明確に「区別・排除・制限が差別」ということを規定しています。

耳新しい言葉で言えば、これに加えて「合理的配慮が提供されないこと（合理的配慮の不提供の差別）」を規定しています。このことに関しては、後でもう少し詳しく述べたいと思います。

そして、先ほどから申し上げているように、条約の全編を貫く理念として「インクルージョン」が認められました。理念ですから、どの程度の水準のものなのかを理解してもらうために、他にどんな基本理念が並んでいるかと言うと、「個人の尊厳、選択の自由、個人の自立の尊厳、非差別、多様性の尊重…」、要するに「自由・平等・インクルージョン」と並ぶぐらい、従来憲法レベルでは大きく「自由・基本的人権の尊重・非差別（平等・機会均等）」と言われていたその同じ横並びで、「インクルージョン（社会的包接）」が並べられたんです。

ですから、基本理念として掲げられたと

いうのは、「揺るぎない、侵してはならない基本的人権としての不可侵性があるものだ」と認められたということになります。

このように全編を貫きますから、「教育をインクルーシブ教育にしましょう」ということだけではなく、雇用も社会的包接の中で保障される。あらゆるもののあらゆる段階で、インクルージョンが保障されなければいけない。

そして19条「地域社会での生活が権利として認められる」、これも障害者権利条約の非常に画期的なところですが、地域で生きること、特別の生活様式を強制されない、つまり施設生活を強制されないということ、を、権利条約は権利として認めているのです。

基本理念として「インクルージョン」を掲げ、地域社会での生活を権利として認め、そして差別とは区別・排除・制限、合理的配慮が提供されないこと。これがある意味で障害者権利条約のキーワードであり、命、エッセンスだと言っても過言ではありません。

さて、これを基に国内法整備をしなければなりません。我が国で人権条約を批准する時には、法律的に言うと条約と法律のどちらを優先するのか？ という憲法上の議論があるんですが、憲法98条の国際法遵守義務から導かれて、少なくとも憲法以下法律以上が条約、憲法と法律の間にあるもの

と位置付けられます。

「憲法以上」にしてしまうと、条約によって憲法を変えることができってしまうので、憲法以下法律以上という位置にあるのが条約。そうすると、「条約を批准する」ということは、条約と国の法律が矛盾した時には、国内法整備をしなければいけないことになります。

この「国内法整備」をすることが、どの条約でも不可欠になります。何度も言いますが、条約を批准するということは、法律以上の規範性のあるものを国会が批准する訳ですから、法律と矛盾するものを直しておかなければいけない。では、この権利条約を批准する時に、国内法と何が一番ぶつかってしまうのか？

これは2006年の段階ではっきり、外務省も文部科学省も意識しています。それは、我が国の教育が「原則分離別学」になっているということ。障害の種類と程度によって、例の学校教育施行令22条の表によって分別し振り分けをし、そして学校指定処分によって学校を決めるシステムなんだということです。

これはだいぶ修正されてきましたけれども、この原則分離別学というシステムは、学校教育法上出来上がってしまっている。だからこそ、先ほどの金井康治君の事件は、この分離別学のシステムによれば、障害があつて車椅子を使って発語が不十分だったら「養護学校 適」ということで学校措置

がされ、養護学校に行かなければいけないとなっても、学校教育法の制度なのだからやむなし、ということになってしまうのです。

この原則分離別学は、この権利条約が規定する教育条項と明らかに抵触しています。

権利条約は、全編を貫く理念としてインクルージョンを規定し、教育においては重ねてインクルーシブ教育について詳細に規定しています。

それで、この国内法整備をしなければいけない時に、教育が絶対ぶつかってしまう。条約を批准してしまったのに、規範性の高い条約と現場を動かしている法律が矛盾しては混乱が生じるということになり、国内法整備義務が発生してくるのです。

ついでに、人権条約を批准するに当たっての国内法整備で有名なものに、難民条約があります。あれは「第2の黒船」と呼ばれたぐらい、我が国の外国人政策を大きく変えました。ですから難民条約で、今まで不平等にしていたのを内外人平等原則に変えざるを得なかったというのが、とても大きな国内法整備です。

もっとあります。家庭科の男女共修などは、女子差別撤廃条約を一新する時に、それまで女子のみ必修だった家庭科の授業を、「固定的役割分担は差別だ！」ということで、男女必修・男女共修に改められました。これが典型的な、教育畑における国内法整

備です。

女子差別撤廃条約の時には、かなりというかそれなりに頑張りました。もう1つ有名なのが、雇用機会均等法です。それまでも女子雇用に対して、「差別してはいけない」というのはありました。しかしそれは、「雇用してからの差別はいけない。雇ったからには賃金差別してはダメ。でも、雇うか雇わないかは雇い主の自由」というもので、雇うか雇わないかで女性はみんな排除されてしまう。だから、雇用の段階で雇用の機会を平等にするために、男女雇用機会均等法を整備した訳で、これも典型的な国内法整備です。

もう1つだけ、これは雑学的に知っておいて頂きたいんですが、皆さん「国籍法」というのはご存知ですか？ この女子差別撤廃条約の時に、典型的に国内法整備をしたと言われているのが、家庭科必修・共修と雇用機会均等法の制定と、それから実は国籍法なんです。

皆さんは生まれながらにして日本人だと思われているかも知れませんが、誰が日本人か、どういう人間が日本人かは、国籍法という法律で決めているだけなんです。ですから、法律が変わってしまえば、もしかしたら日本人ではなくなる可能性もある訳です。

女子差別撤廃条約の時以前は、「日本国籍を有する“父”の子は日本国籍を有する」…要するに、お父さんが日本人だったらそ

の子も日本人としていた国籍法が、1984年の国内法整備で、「日本国籍を有する父“又は母”の子は日本国籍を有する」に変わりました。私は本当に法律って、こういうところが面白いと思うんです。

「日本国籍を有する父の子は日本国籍を有する」…これは差別法なんです。ただし、「日本国籍を有する父“又は母”」この3文字を入ただけで、男女平等法になる。これが、国内法整備というものなんですね。

この「又は母」を入れるまでに、結局外圧がなければなかなかできなかったのですが、こんなのは、憲法制定の1946年の段階に、本来だったら男女平等が謳われた時に、十分整備されなければいけなかったはずです。ところが、やっと女子差別撤廃条約の時に変えたのです。

これくらい、女子差別撤廃条約の時には、条約を批准する際に、国内法を見直し、矛盾がないかどうかを点検するということを一応やりました。

しかし、何もやらなかったのが子どもの権利条約。子どもの権利条約を批准した時に、文科省以下「我が国の子どもの人権は十二分に守られている。だから、国内法整備の必要なし」ということでいじらなかった。その結果、子どもの権利条約の中でキーワードとも言うべき「子どもの意見表明権」、これが法制度上いまだになかなか位置付いていません。もちろん微調整はしていきまされたけど、国内法整備としてはで

きていないのです。

ところで、我が国の国際的に恥ずべきというか、人権条約の批准が遅れたのは何の条約か知っていますか？ それは、人種差別撤廃条約です。

最初に国際社会が取り組んだのが人種差別撤廃条約だったのに、我が国が批准したのが1995年で、実に30年以上経っています。それはなぜか？ 我が国には人種差別があったからです。人種差別撤廃条約は、先の大戦で本当にあってはならないことをしてしまったということで、非常に高いところを目指しています。にも関わらず、1966年当時の我が国の状況からすると、人種差別撤廃条約をそのまま批准するには、国内法が整備されていない。国内の人権感覚とはあまりにも乖離がある、それで批准できなかったのです。

典型的なのが部落差別です。部落は人種ではないですが、生まれによる差別がある。生まれによる差別が蔓延していて、それが歴然としている以上、これはそのまま批准できないということで、見送られ続けながら同和政策によって一応整備し、生活水準もそれなりに達成し、その頃国内に住んでいる朝鮮・中国人に対する差別ものすごくあったんですが、そこはとりあえずとし、部落に関しては一定の水準に上がったということで、やっと批准できたんです。

ただし、批准しようと思った時に、もう

一つアイヌ差別がありました。「旧土人保護法」は、同化政策の悪法なのにずっと生きていたのです。そこで、人種差別撤廃条約の批准と合わせて旧土人保護法を廃止し、そして「アイヌ文化振興法」を作りました。

以上のように、このくらい国内法整備というのは必要で、人種差別撤廃条約も女子差別撤廃条約も、一定程度のスタートをみえています。

障害者に戻りましょう。

これぐらい、国内を洗い出さなくてはいけないのが人権条約なのですが、このまま条約を早く批准してしまおうという自民党から、2009年の夏に民主党へ政権が交代し、国内法を整備してから批准に漕ぎつけようということになりました。

まず国内法整備の第1弾としてやったのが、障害者基本法の改正です。障害者基本法は2011年の7月に抜本改正が成立しました。障害者基本法の目的に「障害のある人もない人も共に生活する」社会を目指すことを規定し、そして教育条項に、障害のない人（子）もある人（子）も「共に学ぶ」ことが初めて法律の中に入りました。

制度改革の第1弾として、どうしても作らなければいけないと思ってきたこの法律は2011年の7月にできたのですが、3月に大震災があり、まずは「災害復興を優先すべきだ」ということで、半年の足踏みを余儀なくされました。

私達はこの基本法の足踏みの中、あの東日本大震災で何がわかったか、我々も調査しようということになり、障がい者制度改革推進会議として、被災地を巡り、実態調査を行いました。

そこで見たのは、やはり災害はより弱者に厳しいということ。災害は等しく襲ってくるはずなのに、その結果はより弱者に厳しく現れてしまう。具体的に言えば、障害者がより多く被災している、障害者がより多く困難な目に遭っている。これは本当に歴然としていました。

そして、障害者が生き延びてより良く再生・復興できているのは、地域の繋がりがあった所です。障害者が地域の人に見えている関係があった所では、助けられ、復興・地域再生には障害者も一緒になって取り組むことができる。でも、そこに障害者がいることがわからなかったら、それこそ誰の助けもないまま、仮設住宅や避難所にも入れず、仮設住宅での生活も非常に困難を強いられるということを、まざまざと見ました。

私は、宮古で100年続いている地域の小学校へ行きました。そこで特別支援学級の子がどういうふうになんと一緒に逃げたか、ということをその学校の校長先生から聞き、そして福島の方から逃げてくる人達もいた時に、支援学級がどれだけその人達の役に立ったかということを知りました。

いざという時に頼りになるのは隣の人、

自分を知ってくれている人ということを、本当に不幸な体験の中からリアルに知ってしまった、と思いました。それを踏まえて、「東日本大震災復興基本法」という法律ができたのですが、この法律の中で、我が国で初めて法律用語として使われた言葉は何だと思いませんか？

障害者基本法で「共に」という言葉が、実は法律として初めて入りました。それまでは、「共生＝共に生きる」という言葉が、各地域の基本政策などに入っていたことはあります。けれど、法律用語として「共に」という言葉が入ったのは、障害者基本法が初めてです。「共生社会を目指す」と言ったのも、法律段階では障害者基本法が初めてです。

では、それを超えて、それ以外に、東日本大震災復興基本法で何という言葉が入ったと思います？ それは、「地域社会の“絆”を強める」という言葉。私もそれを見た時「えっ」と思いました。「絆」などという言葉が、法律用語として、どこまで強制力と規範性を持つのか、非常に怪しいと思えたからです。しかし、怪しいけれど、やはり復興基本に当たっては、不可欠なものだとみんなが感じたんだと思います。

そのくらい、地域で生きるためには「つながっていること」、これが不可欠なんだということを、本当に体験したんだと思います。まさに「インクルージョン」なんです。地域で生きる、みんなが社会の中に包

接されていく…これは、インクルージョン以外の何物でもありません。今までそのことが法律用語としてはなかったけれども、ちょうど制度改革推進会議の方で、障害者基本法の法律案の要綱まで出来上がった頃に3.11が起き、これをずっと抱え、温めながら復興基本法に取り組んできた内閣、そして私達も現場調査で、より弱者の人達が困難な目にあい、そこから立ち上がるためには、地域社会で生きることをどれだけ具体化していかなければいけないのか、身につまされているのを知り、そういうことがあって初めてできたのだと実感しました。

さて教育条項ですが、明確に「インクルージョン」とは、なかなかならなかったんですけども、それでもとりあえず第1項に「共に学ぶ」ことを基本とし、そのために配慮するということになりました。それに基づいて、いよいよ最後の仕上げの差別解消法です。

元々ロードマップとして考えていたのが、差別解消法（あの時は「差別禁止法」）でしたから、いよいよ「原則分離別学」をどう変えていくのかということに着手しなければならぬということになりました。

障害者基本法の教育条項に、とりあえずは「共に学ぶ」という第1項が入った訳ですから、そうするとこの「原則分離別学」をどう制度改革していくか、ということが問題になり、やっと形になったのが学校教

育法施行令の改正（2013年の9月）です。

施行令22条の3の表を基に形式的に振り分けていたものを、22条の3に該当する子供の中から、総合的に判断して、「特別支援学校に行くべき」と判断した子供以外の子供が普通学校に行くとなりました。そして、総合的判断するにあたっては、「保護者の意向を最大限に尊重する」という通達が出されました。

国内法整備として絶対必要だった、「原則分離別学」から「共生教育（インクルーシブ教育）」に転換するためには、強制的に振り分けるというのをやめて、本当なら原則統合に変え、その地域の子供は全員、地域の学校に学籍を有するという、いわゆる「学籍一元化」にすべきでした。

特別支援学校籍だと、都道府県に学籍が行ってしまいます。でも、あくまでも市町村が学籍を手放さず、市町村の地域の学校に学籍を1つにしておく。もちろん必要に応じて、特別支援教育が必要ならば、ここから通級するなり通学するなりすることはあっても、「原則は地域の学校に学籍がある」という教育制度にするべきだと、制度改革の中で何度も言い続けたんですが、残念ながらこの学籍一元化にはなりませんでした。

この間を取るかのごとく「総合的判断」…一律に振り分けはしません、これは「原則分離別学」でインクルーシブに反するので、それはやめます。総合的に個別に、し

かも保護者の意向を最大限尊重します。だから、いきなり原則共生教育ということで、市町村の学校に学籍を1つにしてしまうのではなく、その中間で、インクルーシブ教育システムの構築を目指します…。

これは私に言わせれば、中途半端です。せっかく制度改革をして国内法整備までやるんだったら、思い切って、学籍を一元化するという制度設計が可能なはずだと今でも思っているんですが、それは非常に革命的な転換で、我が国の学校教育方針に馴染まない。「緩やかにインクルーシブ教育にします」ということで「目指す」に留まり、そして中間の総合的判断で「保護者の意向尊重」に留めるということになりました。

これで、国内法整備として本当に十分だったかどうか、私は非常にまだ疑問に感じています。とりあえず、明確な違反状態ではなくなりました。

さて、あともう1つ残るは「合理的配慮」です。

今まで、我が国の法制の中には入っていなかった「合理的配慮」、これをどのようにここに位置付けるかという問題があります。そして、それは障害者基本法でとりあえず頭出し的に「合理的な配慮をしなければいけない。社会的障壁を取り除くこと、これがないことは差別である」としてありました。

では、具体的に差別禁止法としてどうし

ていくかということが問われます。この法律、もう日の目を見ないかと思いましたが、2013年の6月に成立しました。これは、政権が変わって以降の話ですから、我々制度改革委員とするとかなり絶望視した法律だったんですけど、やはり政権が変わろうと障害者の困難は同じだということで、最後まで粘ってこの法律の形になりました。

それがこちらのパンフレットで、『差別解消法を大きく育てよう!』と書かせてもらいました。というのは、とても小さな法律なんです。「中身のない法律」というか、具体的には何も書いていない。しかし、「障害者が差別されている」、「不当な差別的取り扱いをしてはいけない」ということを認め、「合理的配慮がないことは差別である」ということも明確にしました。

私は、「こんな中身のない法律ではダメだ」と正直思ったんですが、当事者団体の人達は、「我が国では、今まで政府が“障害者が差別されている”ことも認めてこなかったのだから、はっきり“障害者は現に差別されている存在だ”と認めてくれただけでも、大きな進歩だ」と言ってくれました。

「そのくらい過酷なんですか!」と私も唖然とする思いなんですけれども、当事者団体の人達からすれば、「十分手応えのある法律だ。これを大きく育てよう」ということで、みんなで後押しし、どの団体からも反対がなく、全員一致でこの法律を作ろう

ということになりました。国会でも全員一致でこの法律は通り、そして具体的に何が差別かということは、全て基本方針とガイドラインで決めるということになりました。

基本方針は、2015年の2月に内閣府からやっと出ました。閣議決定という形で基本方針が発表され、「これに基づき対応要領・対応指針（要するにガイドライン）を国及び事業者が作りなさい」ということになりました。細かいところでいろいろ問題がありますけれども、皆さんは学校現場におられますから、教育においてどのようなことが今後問題になるかということを、最低限提供させて頂きたいと思います。

まず、私立学校と公立学校の区別がされます。公立学校は行政機関等ということで、直接合理的配慮が義務付けられる存在として、具体的に「こういう合理的配慮をしなければいけません」というような内容が、今後対応要領で発表されてくると思います。

一方私立学校、これは事業者になります。「私立学校は事業者で公立学校は行政機関等」という、これの一番大きな違いは、合理的配慮が義務付けられているかどうかだけです。この障害者差別解消法では、事業規模の違いや合理的配慮の内容が周知されていないことから、事業者に合理的配慮をいきなり義務付けるのは無理ということで、事業者として規定された私立学校は「合理的配慮は努力義務」となります。

でも公立学校は行政機関等ですから、合

理的配慮は直接的な義務、直ちにしなければいけない義務として規定されます。その内容がガイドラインで発表されるはずなんですけれども、残念ながら今日まで間に合いませんでした。唯一私の手に入ったのが、大阪府が発表した「障がい者差別解消ガイドライン」で、いち早く今年の3月に発表しました。

ガイドラインは、国は作成しなければならないもので、都道府県・市町村は地方分権で直接的には義務付けられていません。けれども、教育はまさに地方分権で、国というより地方自治体の義務ですよ。だから、ガイドラインの作成が、障害者差別解消法で義務付けられていなくても、一番身近にある都道府県・市町村が発表しなければ、訳のわからないことになってしまいます。

それで大阪府は、本来なら義務ではないんですが、ガイドラインを発表しました。ただし、ここが面白いんですけれども、府立高校・府立学校に関しては一応公立学校なので、行政機関等などと一緒くたにする訳にはいかないということで、ここから外すということになっています。

法では合理的配慮について、事業者は努力義務、公的な機関は法的義務と分けたんですが、学校というのは公立・私立でそんなに差を設けて良いのかどうか。公立に入ったら合理的配慮が提供されるけれど、

私立学校だったら、努力はしてくれるが提供されなくても差別にはならないということになる訳です。生徒の立場からすると、たまたま私立に行ったから何もしてくれない、それで我慢しろというのはないでしょう…と思うんですね。

ですから、例えば塾とか予備校での合理的配慮はまだ義務ではないとなったとしても、いわゆる学校教育法が規定する公教育を担っている私立学校、私立の小中高・大学も含めて、これは公教育として何らかの助成金を受けているのですから、そこは単なる事業者ではなく、全て公立学校に準じた「合理的配慮の提供義務がある」という形にすべきだと私は思っています。残念ながら、まだそのように明確に言っているところはないんですが、そういう方向で今後ガイドラインも発表されてくると思います。

そしてもう1つ、この差別解消法の良いところですが、小さい法律で中身があまりないことを自覚していますので、上乗せ横出し条例が可能です。上乗せ横出しというのは、法律に規定していないことも条例で決めていいですというのが横出し条例。それから、法律では「努力すればいい」と言っているが、「いや、やらなくてはダメ。やらなければ義務違反として制裁されるかも知れない」というのは、法的義務の上乗せです。このように、各自治体の条例で上乗せしてもいいということになっています。

奈良県もこの3月に「奈良県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」というのができていますが、まさに、上乗せ条例になっています。ですから、奈良県の私立学校は、少なくとも条例で合理的配慮が義務付けられているので、どうやら「事業者の合理的配慮は義務付けではないんです」という意味もないかな、と思うぐらいです。

さて、今いきなり「合理的配慮」と言っていますけれども、「合理的配慮とは何なのか」ということが実は一番問題になるかと思います。奈良県の私立学校は、公立学校と同じように義務付けられたということ、これを皆さん納得して頂けましたよね？ それを踏まえて、私立であろうと公立であろうと義務付けられる、教育における合理的配慮とは何か？

これは個別、「具体的にその人に応じて保障せよ」となっています。ですから「これが合理的配慮だ」ということは、なかなか明確には言えないんですけれども、大阪のガイドラインが一応例示しています。

望ましい合理的配慮の一例として「情報提供・コミュニケーションに関すること」、要するに手話やわかりやすい表現、それから筆談等々コミュニケーションに準ずること、これに関しては「合理的配慮として提供せよ」となっています。

合理的配慮に関する具体的な内容がどう

なってくるかわからないんですけども、日弁連が用意している合理的配慮の具体例を意見書として出す準備をしていますので、とりあえず「こんなことが必要なんだろうな」と思ってください。

最後に、ここが一番誤解されやすいところなので、あえて言わせてもらいます。合理的配慮と特別支援はどこが違うのか？ 同じなのか？

文科省は合理的配慮と特別支援を、意図的か無意識かよくわかりませんが、ある種混同して発表してきているように思います。でも、具体的な場面では同じようになってしまうことはありますが、理屈では違います。

最後にもう1回クエスションを出します。クラスに音に敏感な子がいました。校内放送に過敏に反応してしまいます。学校の先生はそれがわかりました。音に過敏に反応してしまう障害特性を持ったこの子に対して、どうすべきか？ ①そのクラスに放送が聞こえないように、スイッチオフにする。②その子には、校内放送が聞こえないようにヘッドフォンを学校が用意する。③その子には、校内放送の時だけ別室に行ってもらう。④その子は校内放送が苦手なので、別の学校で治療を受けてもらう。…この4つのうち、皆さんならどうしますか？

合理的配慮というのは、「それがなければ差別になるもの」です。特別支援は、「その子の教育をより伸ばすためのもの」です。差別との関係で言えば、あまり関係ない。参加できるかどうかのメルクマールが合理的配慮、より学習効果を高めようとするのが支援。それは、少なくとも権利条約の用語としてはそうです。でも、参加することより良く学習することは時々一致するので、混乱が生じます。

さて、先ほどのクエスションの合理的配慮と特別支援について説明します。まず①スイッチオフする…これは合理的配慮です。それがクラスの変えた、その子がクラスに留まることができるようにクラスが変わったからです。合理的配慮とは、障害を医療モデルではなく社会モデルとして捉え、社会との関係でハンデが生ずるのだから、社会が変わることによってその子の権利と利益を実現するというものです。社会が変更・調整する、これが合理的配慮とするならば、スイッチオフということは合理的配慮となります。

それから、②ヘッドフォンを付ける。その子のために、その子がこのクラスに居続けるためにヘッドフォンを用意する。それを学校側の費用で用意した、出費したということになれば、これは学校行政に対する1つの変化・調整をしたという意味で合理的配慮になります。

③の別室での待機もしくは別の学校での

教育。これは、支援とはなっても配慮ではありません。なぜならば、その子にこのクラスから出て行ってもらっただけで、このクラスも学校体制も変わらなかったからです。学校の変更と調整はないけれど、この子にとっては、どこか違う所で訓練を受けて、音に慣れて戻って来られるかもしれないというある種の支援かもしれませんが、配慮とは違います。

この辺の棲み分けというか区分けが、これからすごく問題になってくると思います。そして、配慮というのは、あくまでもクラスと学校、周りが変化・調整すること。この子の権利と利益を実現するために、それなくしてはあり得ないことを実現する。これが合理的配慮なんですね。

その子の努力だけを求めるのは、ある種の支援。でも、また混乱させます。支援員を付けることにし費する、学校体制として知的障害のある子に支援員を付けて、クラスにいてサポートする。これは、この子がこのクラスに居続けて、勉強し続けるための配慮です。

例えば、コミュニケーション用の配慮。手話通訳をそばでやってあげる、もしくはページめくりを手伝ってあげる。そういった支援員がクラスにいることによって、この子はここでクラスの授業として一緒に学べます。

それから、わかりやすい授業。学校の先生がユニバーサルで、全員に対してわかり

やすい授業をするのが1つですが、それができないのならば、そばにいてその子用のカリキュラムをわかりやすくやるために支援員をつけたい。

このように、クラスにいながら共に学ぶ、決して分けない、排除しない、そのために支援員を付けるということを、合理的配慮の1つとして認める…これは少しずつ多くなっています。今回私も4月に、東京で3件の発達障害のある子の就学を巡って相談を受けました。支援さえあれば、配慮さえあれば、地域の学校の通常授業について行ける。でも、配慮がなければその子について行けない。座っていることも難しい。とすると、それがなければ地域の学校で共に学べない、学校の授業に参加し得ないということであるならば、「これは合理的配慮の1つとして、教育委員会や学校側が支援員を付けてください」と要求し、3件とも何とかやりくりしてくれて、支援員が付きしました。

今後、平成28年4月の法施行を機に、こういう事例がたくさん増えてくると思います。何を整備し、準備しなければいけないかということが、各現場で問われてきていると思いますので、それはガイドラインで一定程度の方向性は出されると思いますが、本当にさまざまですので各現場で工夫してください。

先ほど言ったスイッチオフの事例は、教

育実践として教研で発表されました。その時、「それでは他の子は校内放送が聞けない。それでいいのかな？」と思いましたが、クラスの子供達みんなで話し合い、「この子がクラスでみんなと共に楽しく給食を食べるためにはしょうがない、そうしようね」ということで決まったそうです。

しかし、結局、「あの子と一緒にだと校内放送が聞けない」といった子供の不満が出てきます。ここからが教育力で、ただ我慢することを強いても教育実践にはならない。「あの子がいけないの？ でもあの子のせいじゃない、あの子の特性だよ。どうする？」と、学校の先生がみんなに問いかけ、子供達も「どうしてこの子は校内放送がダメなのか」ということを保護者と話し合ったり、音楽の種類でダメなのかどうかいろいろ試した中で、「この子はこの音楽なら大丈夫だ」というものを見つけたりして、校内放送が復活していったそうですが、その過程が教育実践なんだと思います。

合理的配慮というのは、固定的ではなく、調整と変更ですから、動きます。この合理的配慮を一度やったらずっとやらなければいけないというのではなく、クラスの子供達の負担感が大きくなったら多少変えていくということも可能なんです。

ですから、特に教育現場は教育実践と絡む問題ですから、いろいろな対応に豊かな合理的配慮がこれから出てくると思うんです。そういういい教育実践があったら積み

上げて、みんなに教えてください。そして、「こういう教育実践、教育の現場における合理的配慮があるんだ」ということが周知されれば、どんどん豊かな合理的配慮が広がっていくと思います。

まだまだこれからです。私はネットで合理的配慮のデータベースを立ち上げていますが、「こんなのが合理的配慮になるんだ」というものを投稿して頂き、ガイドラインで書き切れていない合理的配慮を、皆さんの方からぜひとも発信して頂きたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

ちょっと時間がオーバーしてしまいましたけど、聞いてくださってありがとうございました。

司会：

大谷先生、ありがとうございました。

何か質問はございませんか？

質問者 A：

以前、渡邊先生の時も合理的配慮のお話を伺いました。英語では「Reasonable Accommodation」と言うのだそうです。最後のところで実は、私が質問を外した方なんです。合理的配慮とは何なんだろう？ これは、「非分離教育」とどう違うのかな？ 集団性を育てるとか社会で共に学ぶのが非分離教育の狙いだと思うんですけど、合理的配慮が非常に大きいと思います。非常に深いものがありますね。分離じゃなかった

ら非分離だと昔から言われてきたと思うんですけど、それとどう違うのかな？…というのが率直な印象でございまして。

大谷：

まさにとてもいい質問をして頂きまして、ありがとうございます。今までは「非分離」、いわゆる「統合教育」だったんですね。だけど統合しただけでは教育が実現しないことが多い。なぜならそこにいるだけだからです。でも、その子にとって参加したと、その子にとっての教育を統合しつつ実現するためには、合理的配慮がなければ実現し得ないことがあります。

たとえば、耳の不自由な子を統合してそのままだったら、いるだけじゃないですか。でもその人にとって手話をそこで保障する、そうすれば参加できる。まさに、統合したから発生するのが合理的配慮だと思っています。

ですから、統合したことによってよりリアルに必要性がわかる。分離したままだったら、ある意味では支援さえしていれば合理的配慮の問題にはならない。分離していれば、その子にたくさん特別支援をしていけば、十分教育をしたことにもなり得る。だけれども統合したことにより、普通の一般教育・一斉教育をしたことではその子に届いていない、その子の教育が実現していないということがあって初めて、ではどうしたらいいか？ということになり、配慮を

する。

「配慮」という言葉はちょっと不適切かと思うぐらい、それがなければその子に教育したことになる、いるだけでは差別だ…ということなんですね。

もう1つだけ、ヨーロッパに行って初めて知りましたが、ヨーロッパでは合理的配慮ではなく、「間接差別」と言うんです。一斉授業は差別ではありません。教壇の前で私が板書して、皆さんにわかりやすく喋る…これは、何ら差別ではない。しかし、目の不自由な人にとって板書をいくらされてもわからない。板書教育・一斉教育がその人にとっては差別の結果になる。それをするためには、何か対策をしなくてはいけない。

だから、一斉授業・板書授業という従来の教育の中でやろうとしたら、その人のために手話をするとか、点字の教科書を用意するとか、そういうことをして共に学ぶ配慮をする。でもヨーロッパでは、合理的配慮というのが紛らわしいから、「それがなければ教育にならない、教育をしたことにならない、間接差別の問題だ」と言われているのです。

一斉授業・板書授業というのは、何ら差別を目的としたものではないけれども、ある一部の人にとっては結果として差別なんだから、一斉授業・板書授業だけでは差別になる。これを差別でない形にするためには、手話とか点字とか、わかりやすい表現

とか、そういうことに配慮することによって、差別ではない教育に変える…ということですね。

だから、配慮があるかないかというのは、差別になるかどうかという本当にきわどい問題だと言えるんです。ですから、人権意識によって非常に高低があります。

「その子がそこにいるだけで十分だ。一斉授業と一緒に仲良く、みんなと授業を受けているだけで充分なんだ」という人権水準だったら何も問題にはならないけれども、「この子に届いていない教育をしたってダメなんだ」ということがあって初めて「配慮する」ことになりますので、統合したことによってよりリアルになる…ということが合理的配慮だということをご理解頂けたら嬉しいと思います。

司会：

他に質問はございませんでしょうか？

質問者B：

帝塚山大学の●●と申します。非常に勉強になりまして、興味深く聞かせて頂いたんですが、ちょっとわからないので質問というより、批判するとかいう意味ではないんですが…。今伺ったお話は、小中学校のような義務教育課程に関しては割とよく理解できるんですけども、ここの皆さんは大学・短期大学の集まりですので、特に入試という段階でどこまで…というか、同じ

レベルで小中高大まで要求されるものなのかどうか、というところが1点ちょっと気になりました。

というのは、小中というのは入試がなく、基本どこかの学校には必ず入って、義務教育段階ですから、必ず全国でここまでは進学しようという目標がある訳ですね。それを別に教えるのか、或いは同じ教室に入れるのか…ということは非常によく理解できる。

ところが、ちょっと高校は微妙なんですが、大学に関して言うと、「うちの大学の〇〇学部ではこういう人材を育てるんだ」という目的がまずあって、その目的に対してこういう教育をして、その教育に耐えられる者を入学させるために入試の選抜をしていると。その段階において、どの程度配慮をしなければならないだろうか？条約はおっしゃった通り、法律以上ではあるけれども憲法よりも下である。憲法26条を見ると、「その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と書いてあるので、大学ぐらいの高等教育になった場合にどの程度要求されるんだろうな…というところが若干わからなかったので、教えて頂ければありがたいです。

大谷：

素晴らしい質問をありがとうございます。

まさにその通りなんですね。大学というのは、確かに教育目的がはっきりしている。

ですから教育目的に応じた、目的の正当性の範囲内で区別していくことに関しては、目的と結果が合致する限りは差別にはならない、正当な理由があった…ということになると思います。

高校が微妙だというのは、今ほとんど高校は義務教育化していますので、選別性を取って排除してしまうのはいかなものかということで、高校教育に関しては、これも一応「義務教育に準じて評価基準を変えることで入れてほしい」といろいろ要求し少しずつ実現しています。

ただし大学も、目的の正当性と目的に合致した選択方法を採用しているかどうかという、そこがやむを得ない形になってギリギリ排除されてくる人が、本当にやむを得ないのかどうかということは、これから問題になってくると思うんですね。

逆に言うと、イタリアでの例ですが、ダウン症の子とかいわゆる知的障害のある子も、大学で教育を受けていました。高等教育の目的を変えることによって、今まではあり得ないと思っていた、いわゆる知的障害のある子も高等教育を受けることが可能な時代になってきたと思います。

正当な目的と結果において合理性があれば、結果として区別・排除することが差別的な取り扱いにならないことはありますが、これは限られたやむを得ない場合ですし、また合理的配慮さえすれば目的がかなう場合には、正当性がないということになりま

す。

司会：

他に質問はございませんか？…なかったら、これで終了したいと思います。大谷先生、ありがとうございました。

2015年度 奈良県大学人権教育研究協議会 講演会

2015年11月14日（土）
奈良学園大学 1号館2階201教室

プロフィール

佐藤 真理（さとう まさみち）

1979年4月に弁護士を開業。現在は奈良合同法律事務所に所属。

1994年に奈良弁護士会会長、日弁連理事、さらに日弁連人権擁護委員会委員、司法改革対策本部委員等を歴任。

現在は、日弁連憲法対策本部委員、奈良弁護士会憲法問題委員会副委員長を務めている。

「吉野山ゴルフ場差し止め請求訴訟」「西名阪低周波公害差し止め訴訟」「橿原市立中学生いじめ自死損害賠償訴訟」、その他労働者側で多数の労働裁判をご担当している。

憲法と人権

佐藤 真理

司会：

奈良県大学人権教育研究協議会の講演会を行います。今年度は、奈良学園大学が会長校に当たっております。私は、事務局長を務めさせていただきます井上と申します。どうぞよろしくお願い致します。今日は司会を務めさせていただきます。

本学会が会長校でありますので、学長の梶田先生からご挨拶をお願い致します。

梶田：

こんにちは。皆さん、ご苦労様です。今年度、奈良県大学人権教育研究協議会の会長を務めさせて頂いております、奈良学園大学の梶田と申します。よろしくお願い致します。

今年度は『現代日本社会と人権』というテーマで、一連の講演を企画しております。本日は第1回として、奈良合同法律事務所の佐藤真理先生に、特に現行憲法の下での基本的な考え方を中心に、明治憲法と随分変わっているところがある訳ですから、お話をして頂きます。

これを引き継いで、来年の2月と5月に

も同じテーマで講演をまた予定しております。改めて言うまでもありませんが、人権の問題は現代日本社会で少しずつ改善しているだろうと、私は思っています。けれども、1人1人の人間としての尊厳と言いますか、尊厳を大事にし合う社会を考えるとまだまだ随分ほど遠いなという…例えば大学でも、やっぱりいじめの問題もあれば、パワハラ等々ハラスメントの問題もあれば、いろいろあります。

また同時に仕組みそのものが、人間としての尊厳という点から考えて、例えば大学の基本的な仕組みの問題、或いは社会の中での大学が置かれた位置づけ等々も含めて、まだ考えていかなきゃいけない問題もあるのかな、と思ったりもしています。

ですから今日は、現行憲法の下でのいろんな考え方をお話しして頂きながら、皆さんでよりいっそう、言葉の表面的な意味ではなくて、本当に1人1人を人間として大事にし合う本当の共生社会と言いますか、そういう日本の社会ができていくためにはどういう風に考えたら良いだろうか、それに大学という機関がどういう風に関われば

良いのだろうか。或いは大学の中であり方と言うんですか、そういうものをどういう風に考えていけば良いのだろうか…こんなことを考えていくきっかけを頂ければと思います。

ということでありますので、今日はいかがをお願い致します。佐藤先生、よろしくをお願い致します。

司会：

では講演の方に入っていきたいと思います。本日は、奈良合同法律事務所ご所属の弁護士で、佐藤真理先生に『憲法と人権』というタイトルでご講演をお願い致しております。

まず初めに、佐藤先生のご略歴をご紹介しますと思います。先生は1979年4月に弁護士を開業されまして、今は奈良合同法律事務所にご所属です。1994年に奈良弁護士会会長、日弁連理事、さらに日弁連人権擁護委員会委員、司法改革対策本部委員等を歴任されています。現在は、日弁連憲法対策本部委員、奈良弁護士会憲法問題委員会副委員長をお務めでいらっしゃいます。

どのような裁判を今までご担当されてきたかということなんですけれども、例えば「吉野山ゴルフ場差し止め請求訴訟」「西名阪低周波公害差し止め訴訟」「橿原市立中学生いじめ自死損害賠償訴訟」、その他労働者側で多数の労働裁判をご担当されております。

本日は先生の豊富なご経歴に基づきまして、『憲法と人権』ということでお話し致します。よろしくお願い致します。

佐藤：

ご紹介頂きました、弁護士の佐藤真理です。今日は『憲法と人権』というテーマで講演を…ということで、奈良弁護士会の方に依頼がありました。お話がありましてから憲法委員会の方で議論致しまして、副委員長の佐藤が今日は務めさせていただきます。

この時期に憲法と人権の問題について、大学の先生方が議論をされ、学ばれるというのは非常に画期的なことだと思います。今梶田学長からのお話で、「人間の尊厳」ということを言われました。この憲法で一番大事なものは何かと言うと、私は「個人の尊重、個人の尊厳」だと思います。

「“個人の尊厳”という言葉については、ちょっと違和感がある。やっぱり“人間の尊厳”と言うべきであって、“個人の尊重、人間の尊厳”でなければならない…」という言い方をする人もいますが、実は憲法をよく見ますと、24条には「個人の尊厳」という言葉も使っています、また後でご覧頂いたらと思いますが。要はそういう「個人の尊重」あるいは「個人の尊厳」「人間の尊厳」ということが憲法で一番大事ではないのかなと、私は考えております。

さて、今日的な状況で言いますと、いわゆる「安保関連法案」について…5月15日

に上程され、9月19日未明でしたかね、成立になりました。その間、この問題について何度も講演をさせてもらいました。大体講演しますと、1時間半ぐらいかかるんですね。

今日は『憲法と人権』というテーマですから、そればかりという訳にも行きませんので、憲法というのはそもそも何なのか、人権というのは何なのか、これを憲法ではどういう風に位置付けているのかについて、まず私の携わった事件などを幾つか紹介しながら、考えてみたいと思います。

そして残された時間で、今回の安保関連法案を巡る問題、そしてその中で、大学の先生方もたくさんこの問題について立ち上がり、街頭にも出られ、或いは意見表明をされていますので、成立して以降今後どのように関わっていくのか、ということを考えてみたいと思う訳です。

明治憲法と日本国憲法の対比を書かせてもらいましたが、これはご承知の通りであります。天皇主権から国民主権に変わった、戦争をし続けた国から戦争ができない国に変わった、臣民の権利に過ぎない国から天賦人権思想の国に変わった…と、総じて国家や天皇を大切にする国から1人ひとりを大切にする国へ…先ほど梶田学長も強調されていましたが、「個人の尊重」あるいは「人間の尊厳」、こういうものが大切にされる、そういうように憲法の価値が転換されたということだろうと思います。

「日本国憲法の理念と基本原理」、もう承知のことかと思いますが、念のためにこれを押さえておきたいと思います。「個人の尊重を中核とする立憲主義の理念」だと言われています。

今回、弁護士会は強制加入団体ですが、こぞって安保関連法案については反対ということで意見表明し、活動致しました。多くの学者の方々も立ち上がられた訳ですが、とりわけ弁護士会がこれについて反対した理由は、「憲法違反」ということが大きいですね。

憲法違反といった場合にどういう中身かと言うと、1つは「憲法9条の恒久平和主義に反する」というのがもちろんある訳ですが、「そもそも立憲主義に反する」、これが最も根本的な考え方であります。

「立憲主義」とは何か？…つまり、憲法の3大原則、「基本的人権の尊重」「国民主権」「恒久平和主義」、3大原則と言われるけれども、憲法というのは国民の権利・自由を守る、国民の権利を保障するために権力者の手足を縛る、これが立憲主義であります。

もっと簡単に言うと、結局政治権力者というのは憲法の下で、憲法の枠内で政治を進めていかなければならない。こういう縛りをかけている訳ですが、これに反するのではないか、というのが一番大きな反対理由であります。

もう1つは、安保関連法案が5月15日に

上程されてから、衆議院で7月15日段階に強行採決される。そして参議院に行って9月19日に可決成立されましたが、審議が進めば進むほど反対の声が大きくなった。1つは、6月4日の憲法審査会で3人の学者の方々が揃って「憲法違反だ」と指摘した、あれが1つの転機だったと思います。

小林節慶応大学名誉教授は、元々は改憲論者ですね。「今の憲法9条ではダメだ。専守防衛の自衛隊を正面から認めるべきだ」と、こういう立場の改憲論者の方であります。それから、自民党が推薦した長谷部恭男早稲田大学教授（前東大教授）ですが、この方を含む3人が揃って「憲法違反だ」と指摘したことがターニングポイントだったんだと思いますけれども、憲法学者や多くの学者・研究者も反対運動を展開する流れになった訳であります。

とりわけやはり若い人達ですね、「SEALs（シールズ）」というのを作った。そしてこの人達がやると、私達の話と違って、1人1人が非常によく考えて自分の言葉で語りますから、これに年配の人たちも触発されて、国会前にどんどん人が集まった。そこで若い人が発言をすると、例えば樋口陽一さんのような憲法学の大家もそこでミニ講演をする、という輪が広がっていく訳ですね。

お母さん達による「ママさんの会」とか、「MIDDLEs（ミドルズ）」「OLDs（オールズ）」だとか、そういう運動がどっと広がっ

てきて、世論調査もずっとされていましたが、5～6割の方はこの法案について反対だと。少なくとも「今国会で成立させることには反対だ」というのは、どの世論調査でも7～8割を超えましたけれども、そういう中で内閣がこれを数の力で押し切ったことで、これはやはり国民主権、民主主義そのものに反するのではないだろうか、という声が出てきた。「これでは独裁ではないか」という批判が出て参りました。

こういう「立憲主義違反」「恒久平和主義違反」「民主主義違反」の3つなどが、強制加入団体でありながら弁護士会などで、これだけ反対運動が大きくなった1つの要因かと考えております。

「すべての人々が個人として尊重されるために、最高法規としての憲法が国家権力を制限し、人権保障をはかるという立憲主義の理念を基盤としている」とレジメに書きました。憲法の98条が最高法規性を定めている訳ですが、これに違反しているから、従って今法律はできませんでしたけど、厳密に言いますと憲法98条違反ということは「無効」ということになる訳であります。

無効と言っても、公布が9月にされましたから半年以内に施行ということで、来年3月末以降、自衛隊が海外にこの法律に基づいて展開していく。そうなると、この70年間は殺し殺されという関係はなかった訳でありますけれども、今後はどうなるか予断を許さない、というのが今日の状況だろ

うと思っています。

憲法99条、これが一番「立憲主義」を表した条文でありますけれども、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」ということで、「憲法尊重擁護義務」は権力者にあつて「国民」というのは入っていないですね、憲法99条には。国民の権利を守るために権力者を縛る、というのが表れているのが憲法99条でございます。

そういう立憲主義に立脚し、「国民主権」「基本的人権の尊重」「恒久平和主義」を基本原理としている、これが「憲法三大原則」という風に言われております。

お手元に『憲法って何だろう?』という冊子をお配りしています。これは、ぜひ後で読んで頂いて考えて頂けたらありがたいなと思います。これは実は、奈良弁護士会が2008年に作ったものです。奈良弁護士会とイラストレーターの方の協力で作ったものであります。これを日弁連が引き上げて増刷しているんです。正確な数は忘れましたが、多分10万部を超えるようなベストセラーになっているんですね。注文されれば1冊50円でお配りしている訳ですが、最初の方だけ見ていきますと、例えば2ページです。

「あなたは、あなたの人生の主人公」——「あなたはあなたであるだけで大切な人。あなたは誰のものでもない。あなたはどこに

住んでも構わない。あなたはどんな仕事についても構わない。あなたは誰と結婚しても構わない。あなたは、他の人に迷惑を掛けなければ、自分で自分の生きがいを見つけて、自分の人生を歩むことができる。それが自由です」。下に条文が書いてあります。13条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」。

3 ページ、「みんなが、自分の人生の主人公」——「みんな違う顔をしている。でも、みんな、その人であるだけで大切な人。それが平等です」。14条1項「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」。

4 ページ、「みんなが日本という国の主人公」——「あなたは1人では生きていけない。だからみんなと一緒に、日本という国に住んでいる。この国は神様が作ったのではない。誰かのものでもない。みんなで日本という国を作っている、それが国民主権です」。

5 ページ、「リーダーはみんなで選ぶ」——「この国のリーダーはみんなで選ぶ。神様が決めるのではない。誰かひとりで決めるものでもない。あなたはリーダーに直接お願いすることができる。『自分がリーダーに

なる』と名乗りを上げてもいい。それが『参政権』です」。

6 ページ、「じっくり考えて議論するのが大事」——「みんなで作った国だから、選ばれたリーダーにお任せではダメ。1人1人の国民がじっくり考えて議論する、それが『民主主義』です」。憲法21条1項を引用しています。

7 ページ、「憲法はリーダーを縛るもの」——「みんなリーダーの決めたルールに従う。リーダーは憲法に従う。なぜ？リーダーも人間だから必ず間違えるから、大変なことになるから」「リーダーが決めるルールが『法律』、リーダーを縛るルールが『憲法』。それが『法の支配』です」。

…ということで、先ほど申し上げた98条の1項「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」、99条「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」というようなことが書かれています。これを一度じっくり読んで考えて欲しいと思います。

さてそこで、次に「人権保障規定こそ憲法の根幹」とレジメに書きましたが、ここに幾つか私自身が関わった、或いは支援してきた問題についての報告をさせて頂きたいと思います。

まず、最初に「思想・良心の自由」とい

うのを書いています。これは憲法の19条ですが、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」、「不可侵」だという規定ですね。

例えば、『日の丸・君が代裁判』というのがたくさん行われました。まだ現在でもありますけれども、これは主として東京の石原都政の下で、学校現場で日の丸を掲揚する。これについて教職員が起立して、日の丸に向かって敬意を表する状態で君が代を斉唱しなければならない。音楽も伴奏しなければならない。それに従わないと処分するというので、最初は戒告ですが、これも、これが重なると減給、更に停職とどんどんエスカレートしていった訳ですが、今から9年前、2006年10月23日の東京都教委の通達でそういうことを定めた。

それに対して、教職員の中で相当数の方々が、「戦前の日本の侵略戦争に先生方が協力した」と、「教え子を再び戦場に送るな」というのが戦後の教職員運動の1つのスローガンだった訳ですね。そういう考え方から、これに抵抗・反対をしてきた訳です。その人達に対して戒告処分などが出されて、それに対して裁判に訴えたということで、ずっとたたかわれて参りました。

しかし、決着がついたのが2012年1月26日の最高裁の判決ということになります。ここでどうなったかと言いますと、停職や減給の方については「裁量権の逸脱・濫用に当たる」ということで処分は取り消す。戒

告については、裁量の範囲内として処分は適法、OKだという結論になった訳です。

その理屈は何かと言いますと、「日の丸や君が代を強制することは、思想・良心に対する間接的な制限になる。間接的な制約に過ぎないから、一応の合理性・必要性がある限り合憲なんだ。ただし、思想・良心の制約という側面に配慮し、原則として減給以上の処分は裁量権の逸脱・濫用に当たり、違法な処分として取り消す」という対応ですね。

東京都のように、戒告を繰り返し、減給、停職とエスカレートしていくのは、やっぱりやり過ぎだということですが、本来、「思想・良心の自由」というのは内心の自由の中核、根本中の根本なんですね。それについて最高裁は「容認する」と。もちろん少数意見では「おかしい」という意見もある訳ですが、内心の自由も、外部的な行為については規制可能だ、卒業式や入学式というような厳粛な雰囲気が必要な場所での和を乱すような行為はやってはいけない。そういう行為をした教職員に対して戒告するのは、行政機関の裁量の範囲内でOKだ…というのが最高裁の判例になっています。

ちょっとここで紹介したいのは、実は1943年にアメリカの連邦最高裁判所で『バーネット事件判決』というのがあります。これは「エホバの証人」というキリスト教の一派を信仰するバーネット一家の2人のお子さんが、国旗への敬礼を拒否して退学処分に

なった。これを争った訳ではありますが、連邦最高裁判所は「国旗敬礼を強制することは憲法違反だ」と言ったんですね。1943年と言うと第2次世界大戦中ではありますが、その中にあってアメリカの最高裁は「それは憲法違反だ」と言ったという、こういうところがアメリカの、ある意味で懐が深いところなのかも知れません。

次に憲法21条の「言論・表現の自由」の保障の関連では、公職選挙法の戸別訪問禁止規定の問題を取り上げます。戸別訪問とかビラ配りというようなものが、欧米では選挙活動の一番基本なんですね。戸別訪問で対話する、或いは自分の政策を訴えていく、1人ひとりの市民も好きな候補者のために戸別訪問をして支持拡大に取り組んでいく。こういうのを自由にやれるんですね。

ところが、日本の場合の選挙運動は、候補者が街頭で自分の氏名を大声で連呼するのが中心。あまり意味がないと思うんですけど。欧米で盛んな戸別訪問とか文書活動は、日本では戦前の1925年に男子普通選挙法が治安維持法とセットになって成立した際、あの時に戸別訪問禁止規定が導入されたんです。

それが戦後になってもまだ引き継いでいまして、要するに…買収は禁止する、買収は重く処罰すればいいんですけども、あいう戸別訪問のように密室でやりとりをしていたら「買収の温床になる」というそんな論理で、ずっと合憲判決が続いてきま

した。

私が関わったのは奈良県で1件と、2003年に大分県豊後高田市の大石市議事件に関わりました。どちらもいわゆる罰金で最終的に有罪にされた訳ですが、公民権の停止は両方ともつかなかったので、その次に立候補することはできたということですが、『大石事件』は2003年4月の件で、この裁判が決着して以降、買収、供応などと無縁の戸別訪問が起訴されるという状況はなくなっているという現状です。

大石事件では、戸別訪問禁止規定が憲法21条に違反するという憲法論とともに、「国際人権規約19条・25条に違反する」ということを主張致しました。最高裁判所は、戸別訪問禁止は人権規約19条、25条に違反しないと、まともな理由を示すことなく、この論点から逃げて判決しました。実は国際人権規約に関しては、加盟国は5年に1度、規約の順守状況について政府報告書を国際人権規約委員会に提出し、審査を受けなければならないのです。規約委員会から審査の結果、戸別訪問禁止規定と人権規約との適合性について懸念が表明され、その改善を強く勧告されているのです。にも関わらず最高裁はまともな検討をしようとしなかったのです。

あと「ビラのポスティング事件」と書きましたが、『立川テント村事件』、これは2003年の秋に自衛隊がイラクに派遣されましたね。その時に立川の自衛隊官舎に、「イラク

派兵について一緒に考えましょう」という呼びかけのビラを市民らがポスティングしました。これが摘発されて、つまり「住居侵入」とか言われて起訴されたのですが、一審は無罪でありました。控訴審で逆転致しまして10～20万円の罰金で、しかも執行猶予付きでしたね。最高裁がそれを支持して確定したということが、2008年にございました。

一審での無罪判決は評価しますが、その前に実は、自衛隊官舎にビラ入れしたというだけで身柄を拘束されているんです。75日間も拘束されて出られなかったんですよ。これが今の日本の刑事司法の大きな問題だと思います。75日間入れられたら参りますよね、社会生活ができなくなりますからね。

『堀越事件』というのがあります。これは、社会保険庁の職員さんが2003年の総選挙の時に、日曜日に職場からだいたい離れた自宅の近辺で、共産党の機関紙をポスティングしたら捕まった。警視庁が後ろにビデオカメラを持って、ずっと追尾していたんですね。それにも気づかずずっとやっていて、国家公務員法違反…国家公務員の場合は「政治的行為をしてはならない」という規定がありますね。これで逮捕された。

もっとも、国家公務員法に基づく「政治的行為をしてはならない」というのは、大昔の北海道の『猿払事件最高裁判決』（1974年11月6日）という、郵便局の職員が公設

の掲示板に候補者のビラを貼ったというのが国家公務員法で摘発された訳ですけども、これも大激論になりましたが、結局有罪になったので、学界からものすごい批判を受けました。

その後これの適用はできなかったんですけども、三十年ぶりにこれを適用してきて、検察庁が起訴した訳ですけども、実は警視庁の公安担当の警察官が何人も追尾していた。撮影したビデオなどを証拠開示で出させ、法廷で放映したりして、そういう中で一審は無罪になりました。

最終的にこの人の場合は、最高裁で2012年12月に無罪が確定しました。『猿払事件』の最高裁判決が見直されました。「政治的中立性を損なう恐れが実質的に認められないような行為をした場合は、禁止されている政治的行為には当たらない」という限定解釈をしているんですが、事実上の判例変更ですね。本来、判例変更するなら最高裁の大法廷を開かなきゃならないんですが、小法廷でそういう実質変更をやりました。

ところが、同じ日に言い渡された『世田谷事件』というのがあるんですが、こちらの宇治橋さんという方は罰金10万円が確定した。上告を棄却された訳であります。それはなぜかと言うと、この人の場合は厚労省の課長補佐という、ちょっと役が付いているので「重みが違うんだ、管理職地位だ」ということで、やっぱり政治的行為の制限を厳格に守る必要があると有罪にされた。

そこに線が引かれた訳です。

「人身の自由」のところですが、実は日本国憲法の1つの特徴として、刑事手続きに対する保障規定が非常に多いんですね。わずか103か条の憲法の中で、31条から40条の10か条もあるんです。レジメに「死刑再審四無罪事件」を書きましたが、現在は「六」なんですね。『免田事件』『財田川事件』『島田事件』『松山事件』、これらは1950年前後ですからかなり古いことは古いんですが、強盗殺人、殺人、幼女誘拐殺人、強殺放火というような事件で、この人達は最高裁まで行って死刑判決が確定していた訳です。

最高裁まで行っている訳ですから、関与した裁判官は少なくとも3・3・5で11人以上いる訳ですね。それが、「疑わしきは被告人の有利に」とはならず虚偽自白を根拠に死刑を宣告されていたということです。代用監獄に長い間いたら、スパイを送り込んだりして横から「もう喋った方がええで。裁判になって事実を話せば大丈夫や」と吹き込むなど、いろんなケースで嘘の自白に追い込む。人間ってそんなに強くないんですよ、20日間も孤立無援状態では戦えません。

今は、ほとんどの事件について被疑者国選制度というのがありますから、逮捕段階は別ですけども、勾留段階、逮捕後72時間以内には勾留請求、つまり裁判所のチェックがあるんですね。現行犯逮捕の場合は、裁判所のチェックがありません。勾

留請求となると裁判所のチェックが入りますが、勾留されると今は、被疑者国選で必ず弁護士が付いてアドバイスが受けられます。これで、だいぶ冤罪は減ってきているんじゃないかと思いますが、免田さん、谷口さん、赤堀さん、斉藤さんというような人達が、再審・裁判のやり直しで無罪だということで、29年や35年ぶりに死刑台から生還したということがございました。

しかし、これはそういう古い事件だけではなくて、1967年の『布川事件』、90年の『足利事件』でも、最近再審無罪が確定致しました。もう1つ、ここに『志布志事件』というのを書かせてもらったんですが、2003年4月の鹿児島県の県議選で定数3人のところに4人目の人が立候補して、その人が当選した訳ですが、焼酎と現金を供与した買収事件ということで、当選した自民党の県会議員とその奥さん、それから11名の住民の方は、最終的に全部無罪になりました。

その時に…これを言うとややこしいですが、元々3人のところに4人目が出たので、3人の中の有力な人の知り合いが県警の有力者だったようで、どうもそここのところから曲がった捜査が行われたようですが、徹底的にやられた。例えば「踏み字強要」というのがあるんですが、捕まった被疑者に対して「お前をそんな息子に育てた覚えはない」と父親の書いた手紙とか、お孫さんに「早く正直なおじいちゃんになって…」とかそういうことを書かせたものを見せて、

警部補の人が「この手紙を踏め」というようなことを言う。…「踏み絵」ですね、そういう踏み字をやらせたその警部補はその後起訴されました。「特別公務員暴行陵虐罪」ということで有罪が確定しましたが、そんな事件もいまだに後を絶たないということがございます。

次に「勾留、保釈の運用」「人質司法」とレジメに書きましたが、いまだに人質司法が続いています。捕まった場合には、直ちに弁護人に依頼する権利という「弁護人依頼権」が憲法に規定があり、刑事訴訟法では、弁護人は立会人なしでいつでも会えるんですね。けれども警察は、何だかんだと言って妨害するんです。「検察官から面会切符をもらって来い」などという馬鹿なことを言って、全然規定もないのに妨害していたんですが、今は面会妨害・接見妨害なんてものは許されないと変わりましたが、まだまだ変わっていないのは勾留・保釈の問題です。「証拠隠滅の恐れ」ということで、警察に捕まって勾留請求されますと、弁護人が「勾留請求を却下し、釈放せよ」と戦っても、なかなか裁判所は認めず、ほとんどフリーパスで勾留決定（10日間）をする。とりわけ勾留延長は、「やむを得ない事情」がなければ認めないことに条文ではなっているんですが、実際には、検察官の要求を入れて、ほとんど延長を認める傾向にあります。先ほど言ったように、72時間以内に勾留請求しなければならない。勾

留期間は10日間、やむを得ない事情があったらもう10日間、これは変わっていないんですね、戦後間もない頃に新刑事訴訟法ができてから。しかし、70年も経った今日、10日間も20日間も社会から切り離されたら、本当に社会生活上の不利益は大きく、名誉失墜で堪えられませんね。

更に今はマスコミ社会ですから、新聞に載るのを非常に嫌がりますね。新聞に逮捕の記事が載ると参るという人も非常に多いので、私は勾留請求については認めるべきでないと争ったのは、何回も何十回もやりましたが、私の主張が認められたのは数回しかありませんね。ほとんどやっぱり勾留がやられてしまいます。

もっとひどいのは保釈です。保釈というのは起訴後ですからね、全部証拠関係が揃って、検察としては十分有罪が立証できるということで起訴する訳でしょ。逮捕・勾留は最大23日以内です。ところが、起訴後は、原則身柄を釈放しなければならないことになっているんですけど、検察官は「逃亡の恐れがある」とか「罪証隠滅の恐れがある」と言って保釈に反対します。

被害者に接触して何か圧力をかけるんじゃないとか。…そんな馬鹿なことをするはずがありません。だって、日本の警察はそんなことを絶対許しませんからね。例えば傷害事件で争っているのに、被害者に面会に行って圧力をかけて防御するとか、そんな証拠隠滅を働いたら新たな罪を犯す

だけですから、そんなことは誰もしないにも関わらず、いまだにそういうことを言ってなかなか保釈を認めない。私は、今年は先ほど言ったように、安保関連法案の反対運動をずっとやっていて忙しかったのですが、8月15日にも、最高裁に保釈請求の特別抗告書を出しました。8月と10月に2回出しましたが、2回ともアウトでした。まだまだ戦っているんですけど、なかなか難しい。まさに「人質司法」ということであります。先ほどの立川テント村事件の場合と同じです。

それで、もう1つ書かせてもらいましたのが「刑事訴訟法の改正案」というのがあります。覚えておられますよね、大阪地検の特捜部が証拠の改ざんをしたということで、村木厚子さん、厚労省の課長で、後に事務次官になられた女性が逮捕起訴され、無罪となりました。あの時をきっかけに、特捜・検察を見直さなければいけないということで、日弁連はだいぶ前から取り組んでいた「取り調べ過程の可視化」、あるいは「検察官手持ち証拠の全面開示」などの方向で、検察捜査のあり方や刑事訴訟法の見直しに関し、法制審議会での審議が始まった。

ところが、その中で警察が特に抵抗した訳ですが、「可視化は確かに一定やりましょう。しかしその代わりということで、いわゆる通信傍受について、今は組織的な犯罪4類型しか認めていないのを、他の事件、

傷害とか窃盗、詐欺などにも広げる」と。しかも今は盗聴、通信傍受をやる場合にはNTTの社員が立ち会わなければいけない。それを外しましょうと。

それから、司法取引。アメリカの映画で時々あります司法取引。これは怖いんですよ、特に「他の人がこんなことをしました」と言えば、それで不起訴にしてやろうというような制度でしょ。そういう共犯者の自白というのがいかに冤罪を生むかというのも、過去に幾多の例があるんですよ。そういう盗聴の拡大だとか、司法取引だとか、そういうものもセットになって、刑事訴訟法一部改正案が出ています。

ところが実は、我が日弁連はこれがダメなんです。とにもかくにも可視化が法律で実現するから、それをだんだん拡大すると検察庁も言っているからと、それで乗っているんですね。ところが実現する可視化は、すべての被疑事件の3%ですよ。たった3%の可視化のためにこういう大きな犠牲で、弁護士会内でもかなり反対が強いんですが、今の執行部は…先ほどの安保関連法案に関しては、日弁連の反対はすごかったですからね、何でもかんでも反対というのは難しいんでしょうね、正直なところ。

だからこの問題はちょっと妥協していて、これは対決法案ではないということで、3月頃国会に出たと思うんですが、10時間ぐらいの審議でさっさと成立できるだろうと思っていたところ、それが今の村木さんを

はじめ、『足利事件』や『布川事件』の冤罪被害者の人達が立ち上がり、或いはいろんな法律家団体とか10数個の弁護士会が反対運動をする中で、取り調べ可視化の問題、通信傍受の問題、それから証拠開示の問題などなどで議論が積み重なって、結局68時間も衆議院の法務委員会にかかってしまった訳ですね。これは最後に強行採決しましたけれども、参議院に送られたらそういう議論を踏まえなければいけませんから、時間切れで継続審議になっている、という状況でございます。

次に「選挙権の保障」ですが、憲法43条には「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する」とあります。1票の格差の問題は、皆さんもご承知だと思います。昔はひどくて4倍～5倍ぐらいでも合憲だと認められていたんですが、弁護士の中にもものすごく熱心な人がいて、毎回、1票の価値の不平等は違憲だと主張して、憲法訴訟をどんどんやっていくうちに最高裁判決も少しずつ改善してきまして、今は大体最高裁では「違憲状態」という判決が続出している状況です。

例えば2009年の総選挙では、2.3倍の格差があった訳ですが、2011年の最高裁判決ではこれを「違憲状態」と述べております。違憲状態と述べただけではなくて、1人別枠方式というのを見直す必要がある。今は小選挙区制ですけども、少なくとも無条件でまず1県に1議席が与えられる。そ

の上で割り振ったりするので、どうしても2倍以内にするのが難しいということですから、「そこから見直すべきだ」ということを最高裁が2011年判決で述べました。

ところが、結局それを是正せずに、2012年12月の総選挙をやってしまった。だから、高等裁判所から始まるんですが、全国16の高裁で「合憲」という判決は1つも出なかった。16件のうち14件が違憲判決、しかもそのうちの2件は「違憲でありかつこの選挙は無効だ」と。

従来は、違憲と言うと影響が大きいからとりあえず選挙結果自体はそのまま尊重する「事情判決」という手法があるんですが、2件の無効判決が出た。あとの2つは「違憲状態」という判決だったんですけれども、最高裁に上がった段階で、今回は「0増5減」という弥縫策ですね、ほんのちょっとした手直しで次の選挙時には格差は2倍すれすれで収まる…というようなことをやった影響でしょう、「これだけ違憲判決が続いたから、最高裁も遂に違憲判決を出すか？」と期待した訳ですが、2013年11月の最高裁はやはり「違憲状態」の判決でありました。

2014年12月の総選挙も、今度は0増5減の区割りもちゃんとやった状態で行われた。しかし、それはあくまでも弥縫策ですから、これについても全国各地の高裁の判決で違憲状態・違憲判決が出ております。最高裁が今度はどうするか？ということであります。

参議院は1人別枠と言うよりも、選挙区に1人区が非常に多いですね。47あるうちの31で、これは事実上小選挙区制ですが、そういう状況になっています。

これは、1994年に今の選挙制度の改革が行われた訳ですけれども、この時には従来の中選挙区制だったら自民党だと複数の候補者が立ったんですね。「これが腐敗を生む」とかいろんなことを言って、「小選挙区制で民意を集約するんだ」と言われたけれども、これは実は今大きな問題となっていてまして、自民党は例えば去年12月の総選挙で、小選挙区で48%の得票ですけれども、議席は75%と4分の3を占めていますね。小選挙区制効果です。比例の方で言っても33%ですが、これも比例代表制は政党を選んで投票する訳ですけれども、33%の支持で61%の議席を占めるという状況です。絶対得票率で言うと17%なんですけれども、こういう状況で民意が歪むという選挙制度の問題がありますが、これは抜本的に正していく必要があるだろうと私は思っています。

「18歳選挙権」「改憲国民投票」とありますが、18歳の選挙権が来年夏の参議院選挙から適用され、これは大いに期待が持てます。先ほど述べたように、今回のテーマの副題に私が『主権者国民の運動』と書かせてもらったのは、若い世代の方々に期待をしている訳ですが、同時に「若い者に負けてはおられん」という、ママさんも学者も

壮年も老人も頑張らなきゃいけない訳ですが、やっぱり1人1人の意見が本当に反映されるような政治を実現して、国民主権が活かされるということになるためには、やはり選挙が大事ですね。今の選挙制度では、投票率自体がどんどん下がっている、これが大きな問題の表れだろうと思っています。

「生存権」のところ、「労働権」「労働基本権」で「非正規労働者が4割を超えた」と書いてある。労働者派遣法が「改定」と書きましたが、私に言わせれば「改悪」がこの間、強行採決されました。さらに政府は残業代ゼロ法案を出して、これは継続審議になった。

「解雇の金銭解決制度を導入」、「解雇権濫用法理」と書いていますが、私の本職は労働側の弁護士で、これは何百回と闘ってきて、たくさん勝ちましたし、あまり負けていないつもりなんですけど、最近はおろおろ負けることがあるんですね。なぜかと言うと、本来は解雇権…クビを切るのはよほどの場合だと。だって、生存権そのものを破壊するということで、出勤停止や減給とかはあっても、クビはよほどのことがないと切れないというのが、解雇権濫用の法理だったんです。

それが今は、労働契約法という法律にも入っているんだけど、社会全体の風潮でリストラ、リストラということで、ちょっと行儀が悪ければクビを切っても構わないという風潮があるからか、裁判所では労働

者に割と冷たい判決が見られるというのが今の状況でございます。

さて、次に安全保障関連法についてお話をしたいと思います。この法案の本質をひと言で言うと何かと言うと、冒頭に、明治憲法から現在の日本国憲法に変わった時に「戦争し続けた国から戦争できない国に変わったんだ」ということを述べましたけれども、今度の安保法制というのは、「いつでもどこでも切れ目なく、アメリカの戦争を支援できる国を目指すための法律だ」と言っていると思います。アメリカと共に、どこにでも戦争に出掛けて行く国だと。

細かく見ていきますと、何でもできると言うと言い過ぎではありますが、言わば最初から全面的にアメリカと一緒に攻撃するような戦争はできないけれども、後方支援と言って後ろから兵站部分を担うという点では、アメリカのいかなる戦争にも協力する、それもいつでもどこでも…という法制になっているというのが特徴だろうと思います。

実はこの法案は、ご承知かと思いますが、4月27日に安倍さんがアメリカへ行きました。2+2、日本の防衛大臣・外務大臣と向こうの国務大臣・国防大臣で、ガイドラインの再改定をやりました。翌28日に安倍首相が米議会で、「安保関連法案を夏までに成立させる」と約束しました。この段階で、法案はまだ国会に出ていませんよ。5月15

日国会上程ですから、国会に出す前にアメリカの議会で約束をしてしまった。だから、いかにアメリカ追従かということで批判を浴びている訳ですが、そういうものであります。

第1の問題点は、やはり「集団的自衛権の行使を認める」という点であります。従来は自衛権行使の3要件ということで、「我が国に対する直接の武力攻撃が発生する」「これを排除するために他に適当な手段がない」「必要最小限度の実力行使」ということですから、第1要件「我が国に対する武力攻撃」が一番大事です。これのないような「他国を防衛するための集団的自衛権の行使は違憲だ」ということを60数年ずっと言い続けてきた訳ですけど、だから専ら「専守防衛」、日本を守るためだと。

自衛隊は1954年にできました。「アメリカに今の憲法を押し付けられた」という議論がありますが、アメリカが1950年に朝鮮戦争を行い、日本に7万か8万の駐留米軍がいたんですけれども、日本が空白になるから再軍備を要請したんです。

これを受けて「警察予備隊」を作りましたが、これも当然政府も意識している訳です。憲法9条の2項に真っ向から反するというので、それでこれはまずい、だから「軍隊ではないんだ」と。憲法9条の2項で言う「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」と言うけれども、戦力ではない。警察に毛が生えたようなものだ。警

察と「呼びたい」ということで「警察予備隊」という名前を付けたということです。

これがその後「保安隊」、そして1954年に「自衛隊」ということになりました。自衛隊ができた時に、参議院で「海外へ出動しない」という国会決議もされています。

ちょっとここで、絵本の14ページを見ましょうか。「争い事で戦争はしない」——「いろいろな国があれば争い事も起きる。ここはどこの土地？この石油はどこの国が使う？ケンカが起きるのは人間と一緒。でも、ケンカをしても殴ってはいけない。人を殺してはいけない。だから戦争もいけない。争い事は話し合いとルールで解決する。それが人間の知恵」。

「よその国で戦争はしない」——「でも戦争はなくなる。人間は弱い。武器を持っていると使いたくなる。戦争をしたくなる。だから武器を持たないのも1つの知恵。でも、ほかの国から攻められたらどうする？これは難しい。でも、攻められてもいないのに戦争するのはやめよう。日本の外で戦争するのはやめよう。日本の憲法は、リーダーが勝手に戦争することを禁止した。それが日本の知恵」とまとめています。

下に条文があります。9条1項「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」、2項「前項の目的を達するため、

陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」。

ここで、「武力による威嚇」を禁止していることに注目して欲しいんですね。今「抑止力、抑止力」とよく言われますよね。結局抑止力というのは、想定している相手方よりも「こっちの方がいざとなれば強いよ」ということですから、抑止力のエスカレーターを引き起こす。しかし抑止力というのは、まさにここで禁止している「威嚇」はしてはならないというのが、憲法9条の考え方なんです。

ついでに16・17ページも読んでおきましょう。「戦争は人権侵害」——「戦争したら人が死ぬ。人が人を殺す。みんなで作った国なのに、その国が人を殺す。「お国のため」に殺す。…なんで?」。前文「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」。

そこで、こういう憲法9条の1・2項を踏まえると、誰が見ても、1947年に当時の文部省が出しました『新しい憲法の話』というので教えていますけれども、この「戦争はしません」「武力の行使・威嚇はしません」「戦争する道具である陸海空その他の戦力は持ちません」「交戦権は認めません」ということですから一切戦争はしない。これの下で、じゃあなぜ自衛隊を持てるのか?…となる訳ですので、今言うように、しかしながら確かに憲法9条では全然できない

ようになっているけれども、万が一他国から攻められた場合にそれを放置するんですか?と。

憲法13条にあるように、「国民の生命・身体・自由、これを守るためには自衛権というのはあっていいんじゃないですか。自衛のための必要最小限の実力というのは、憲法9条2項が禁止する戦力には当たらない。これは自然権だ、個別的自衛権は自然権だ」と、こういう議論を立てて内閣法制局がそのように言い出して、これはもちろん大激論になりましたね。恐らく、100数十回以上国会論戦をしたでしょう。社会党・共産党などが徹底的に追及して、内閣法制局がそれに立ち向かってきたという歴史がある訳で、その中で今言うように自衛権の3要件というのが「自衛隊合憲論」の表裏ですよ。『自衛隊は合憲だ』と。

しかしながら、自衛隊というのは万が一攻められた場合のあくまで専守防衛のもので、攻め込んでいくことはできないし、またそういう武器も持つことができないということですからずっと運用されてきた訳ですが、昨年の7月1日に安倍内閣が、7・1閣議決定で「集団的自衛権についても容認する、一部認める」ということを言いました。

それがどういう言い方かと言いますと、自衛の措置としての武力行使の3要件というのを閣議決定した訳ですけど、「我が国に対する武力攻撃が発生した場合」ここはい

いんですね、その次です。「又は、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命・自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合、これを排除し我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がない場合に、必要最小限度の実力行使を認める」とこういう言い方であります。

ここの「又は」以下ですね、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命・自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」、これを今回の武力攻撃事態法が改正されましたけれども、「存立危機事態」とネーミングした訳です。

「存立危機事態でも防衛出動ができますよ」ということで、日本が攻められていなくても、同盟国・アメリカが攻められたというような場合に、「こういう状況であれば集団的自衛権の行使が可能です」というように、今度の法律ではなりました。

しかし、今読んでおわかりのように、「他国から武力攻撃を受けた場合」はわかりますよね。事実の問題として認識できる訳ですよ、日本が侵攻されるとか、日本の島に上陸してくるとか空爆を受けるとか、わかる訳です。けれども、今言うように「密接な国に対する武力攻撃が発生」、そこまではわかるかも知れませんが、「これにより

我が国の存立が脅かされ、国民の生命・自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険」と言っても、これは事実の認定の問題ではなく、もはや価値判断の問題ですね。「誰がどうやって判断するのか？」と聞きますと、結局「政府が総合的に判断をしてこれを認める」というのが国会の答弁です。

「総合的」と言うけれども、じゃあその判断材料はどうかと。国会に全部出て、国民もきちんと議論し批判できるのかと言うと、例の特定秘密保護法による秘密指定で国民は情報を知り得ない。政府が総合的に判断して決めてしまう。そうしたらいつの間にか、日本が攻撃を受けていなくても、日本が集団的自衛権の行使に踏み切って、それに対して反撃する。…ということは、日本について言うならば、攻撃を受けていませんから、その国は日本から先に攻撃を受けることになりますから、当然反撃してきます。そうすると、日本自身がまさに戦闘行為に巻き込まれる。戦争に発展する…という恐れが非常に強い、ということになります。

実は国会の論戦の中で、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命・自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」というような例はあるのか？と。「どこの国でどんなことがあったんだ？」と聞いても、結局

「いや、それはありません、前例はない」ということは認めましたね、岸田外務大臣が。

戦後国連に今まで報告された、集団的自衛権行使の例は14件あるんですね。ベトナム戦争の時とか、ソビエトのアフガニスタン侵攻など14件ありますが、その14件について岸田外務大臣が、今言ったような限定的な集団的自衛権の事例は存在しない、ということを経済で認めております。

そもそも、「立法事実の不存在」と書いていますが、法律を新しく作る場合、或いは法律を改正する場合には、「こういう状況、こういう事態があるからこの法律が必要なんですよ」ということを説明し、理解を得なきゃならない。これを「立法事実」と言っているんですが、立法事実に関わるものとしては、安倍首相が去年の閣議決定の時、或いは今年法案を出す時にも言いましたけれども、ある国から日本人の母子やお年寄りが米艦船に乗っている状況で「アメリカが攻撃を受けた場合に、日本は助けなくていいんですか？」というようなことを叫んでおりましたけれども、これは実は、元々そういうことがあり得ない架空のシナリオなんですね。

これは朝鮮戦争などを想定して、その場合に韓国から逃れる日本人の母子を護送している米艦船が攻撃を受けた場合に、「日本の自衛隊は何もしなくていいのか？日本の集団的自衛権は必要だ」という言い方をし

たんですけれども、実は在韓米軍は日本人の救出はやらないと決めているんです。避難させる対象は在韓の米国民14万人と、アメリカの友好国であるイギリス・カナダ・オーストラリア・ニュージーランドの国民8万人、約22万人ということに決めているんです。しかも、これは船ではなく航空機で運ぶと決めているんです。

じゃあ日本はどうなるかと言うと、日本もちゃんと決まっているんです。柳沢協二さんという人は、小泉内閣から第一次安倍内閣まで5～6年間、内閣官房副長官補と言われた防衛官僚のトップクラスの人ですが、頭の非常に切れる人ですね。この人は今「安倍亡国の政治」とものすごく批判していますが、この方の話を私は3回ぐらい聞きましたけれども、彼なども言っておりましたけど、当然ちゃんとシナリオがある。

大体、いきなりということはありません。そういう状況になればどんどん退避させると。それが6割か7割で、あとの方については、日本の艦船でちゃんと対応する、そういうシナリオがちゃんとできている。それができないでアメリカが救うなんてことになったら、そのこと自体が危機管理の問題だと彼が指摘しておりますが、およそあり得ないようなシナリオを言ったり、「ホルムズ海峡の機雷掃海」というのも、国会で最初盛んに言い立てていたんですけれども、イランとアメリカなどとの協定ができたということで、現実の発生を想定してい

ないということを認めましたね。

邦人輸送の米艦防御についても、「日本人が乗っていなくてもいいんだ」と中谷大臣がはっきり認めましたから、こういうことで盛んに言い立てた、「この法律が必要だ」「集団的自衛権が必要だ」といった論拠は、もはや崩れ去っているということになります。

もう1つだけここに、国際法の要件を満たさないということを書きましたが、実は国際司法裁判所の『ニカラグア事件判決』というものがあります。これは、1986年の国際司法裁判所の判決なのですが、集団的自衛権を口実としたアメリカの攻撃などを違法としたものです。この判決では、集団的自衛権の行使として国連憲章で認められるのは、「武力攻撃の被害国による、武力攻撃を受けた事実を宣言する」、そして「他国に対する援助の要請」、これが必要だと。被害国の宣言と援助要請が必要だと。

ところが、今見たらわかるようにこの法律では、他国に対する武力攻撃があったと。それが我が国の存立などの明白な危険というものとリンクすれば、集団的自衛権の行使が許されるんですけども、今のよう被害国…例えばこの場合ならアメリカの方から「攻撃を受けた」と宣言して、「日本よ、助けてくれ」というこの2つの要件は入っていない。

なぜか？と言いますと、もし国際司法裁判所のニカラグア事件の判決をそのまま盛

り込むと、まさにこれが日本のためでなくアメリカのためだという「他衛」のためだということがわかるから。無理やり「我が国に対する武力攻撃が発生した場合」、または我が国ではないけれども、「他国に対する武力攻撃が我が国の存立を脅かし、国民の生命・自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」という、個別的自衛権に無理やり引き着けるというレトリックを使っているから、そういう矛盾も引き起こしているということです。この法律は国際法の要件を満たしていることにはなりません。

第二の問題点として、「戦闘地域での軍事支援の拡大」と書きました。この点では、「重要影響事態法」という法律と「国際平和支援法」という2つがあります。国際平和支援法というのは、海外派兵の恒久法です。1992年に「PKO協力法」ができて、初めて自衛隊が海外に渡るようになりました。1999年に「周辺事態法」が作られます。

そして、小泉内閣になってから2001年にあの9.11から「テロ特措法」、2003年の「イラク特措法」…特措法はあくまで時限的なものですね。そして、後方支援活動などを非戦闘地域で行う…こういうことだった訳ですが、それを恒久法にしてしまうということでもあります。いつでもできるということで恒久法。

「周辺事態法」はどうなったのかと言うと、「そのまま放置をすれば我が国に対する直

接の武力攻撃に至る恐れのある事態など、我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」、これが周辺事態法です。今ここに書いているのは、「周辺の地域における我が国の」という部分がカットされていますね。「周辺の地域」というのを抜いたんです。

従来の周辺事態法は、朝鮮半島の有事などを想定して、「そのまま放置すれば日本に対する武力攻撃に至る可能性があるから、米軍などに一定支援しましょう」と、米軍に対して支援しようとしていた。今度はその“地域”を外してしまって、地球の裏側までどこでも行ける。アメリカだけではなく、オーストラリアだとかインドだとかそういう国々…これは当然、中国を包囲するという発想ですね。そういう国々に対して支援活動をしましょう、ということになります。

1つはそういう“周辺”を外した訳ではありますが、ついでにもう1つ読んでおきます。「重要影響事態法は周辺事態法の“周辺”を抜いたもの、国際平和共同対処事態」と書いてありますが、「国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの」と言っています。

こういう言い方をしていますが結局、後

半の「我が国が主体的かつ積極的に…」という言い方をしているのが、逆に私はアメリカ追随だと告白しているんじゃないかと思いますけれども。要するに、国際社会の平和・安全を脅かす事態で、それに国際的に取り組む必要がある場合には行ける…ということは、何でも行けるということです。何か限定できませんが、武力行使をしている米軍などへの補給・輸送など、地球規模での軍事支援・兵站を定めております。

しかも従来は、「周辺」という言葉と共に「非戦闘地域」…イラク特措法とかテロ特措法とかがありましたが、イラク特措法では非戦闘地域ということですから、イラクの中でもサマワという比較的穏やかな所に…ということだった訳ですけれども。もともと、サマワもバグダッドとは全然違いましたけれども、実際自衛隊は要塞みたいな所に籠って、ロケット弾が来たりして危なかったんですね。活動する場合には、実は米兵などが土色の服を着るんですが、日本は非常に目立つ服を着ているんですね。日の丸も胸とか背中とか帽子とかにいっぱい付けて、車にも付いていて、「日本だ、JAPANだ、アメリカと違うから撃たないでくれ」というアピールをしていた。そういうことを実はサマワでも展開していた訳ですが、この「非戦闘地域」を外すということなんです。

いわゆる従来の戦闘地域であっても、現

に戦闘が行われていなければ、そこでのアメリカなどに対する兵站活動、弾薬の輸送等を担うということになる訳ですね。非戦闘地域というのは国会でだいぶ議論になって、小泉さんがなかなか言えないものだから困って、「要するに、自衛隊が活動しているところが非戦闘地域だ」と言った迷言が残っていますけれどもね。今度は正面から非戦闘地域でなくても、現に戦闘が行われていなかったら活動できるということですから、これは非常に危ない訳です。

この「兵站」というのは戦争では欠かせないもので、でも物資を運ぶ訳ですから相対的に弱く狙われやすい訳です。アメリカの陸軍の死傷者の10～12%が補給任務に当たっていた、と指摘されています。重要影響事態法や派兵恒久法では、「武器の提供以外は全て可能だ」と、輸送については法律上無制限です。アメリカのミサイルや戦車もOK。中谷防衛大臣は、「核兵器の運搬も法文上排除していない」と答弁致しました。

安倍首相もそうです。もっとも、「そのことをはっきりと法文に明記すべきだ」という議員の質問に対しては、「いや、その必要はない。かえって不適切だ」。…「かえって不適切」はないだろうと思うんですけどね。こういう言い方をして「核兵器の輸送はしません」とは絶対言わないし、法文化しない。

ご存知とは思いますが、日本は「潜在的核保有国」と言われていますね。なぜここ

まで、ドイツなどと違って9.11以降も原発再稼働に固執するかということですが、盛んに「北朝鮮のミサイルが飛んでくる」と言っているんですが、絶対に北朝鮮のミサイルが飛んでこないと思っている訳でしょ？そうでなかったら、50基余りある原発の大部分が日本海側ですから、飛んでこないと思っているからなんですけれども、それになぜ固執するかと言うと、プルトニウムを手離したくない。いつでも核兵器に転化できるだけの能力・技術力もあるということで、これに固執しているということだろうと思います。

弾薬の提供も可能で、提供できる種類も特に排除している規定はない。ロケット弾、戦車砲弾、無反動砲も外国に提供できる。

「IS空爆への支援も法的にはあり得る」というのも、これもまた重要であります。安倍首相らは、「ISに対する攻撃の後方支援・軍事的支援を考えていない」と言っておりますけれども、「要件を満たせば、法理論として適用することはあり得る」と答弁しています。これは、先ほど紹介した柳沢協二さんなどがこのことを指摘しています。

「国際平和支援法は、対テロ戦争の文脈で理解することができる。なぜこんな法制が必要なのか。緊急事態として、ISIL（イスラム国）と闘う有志連合への後方支援をやる必要があるからだろう」と指摘をしていますね。

今イスラム国に対して、アメリカ中心の

有志連合が空爆をしていますけれども、これを認めた国連決議は一切ありませんね…一切ない訳です。しかし、こういう法律ができてアメリカからこういう要求を受けた場合に、どうするんでしょうね。これが非常に懸念されるところです。

PKO法というのは元々 1992年に通しましたけど、その時に大激論があって「PKO 5原則」ということで、「停戦合意がある」「日本がPKOで行くことについて受け入れ同意がある」「中立的な活動が確保できる」「そのどれかが外れたら中断して撤退する」「武器使用は自らの生命を守るためだけだ」という5原則があった訳ですけれども、これは国連の任務だったのが、国連が統括しない所まで行けるということで、国際連携・平和安全活動という形で参加していくということですね。

例えば、「駆けつけ警護もできますよ」と。一番早いのは、ここから自衛隊の殺し殺される危険が発生するのではないかと指摘されていますけれども、この法律が公布されましたのは9月末ですかね、半年以内に施行ですから、南スーダンにPKOで出ておりますけれども、これが2月か3月に一応任務が終わるんです。これを、3月以降もこの法律を適用することになりかねない。南スーダンは今停戦合意などが崩れていて、PKO 5原則が崩れている非常に危ない状況ですけれども、そこに「安全確保活動に従事する」「駆けつけ警護が可能」「任務遂行

のための武器使用を認める」という形でPKOを派遣するのか?…ということが今問われております。

イラク戦争で米兵が4,400人亡くなったと言われているんですが、そういう直接の死者ももちろん多数いますけれども、退役軍人の自殺者がものすごく多いんですね。…あれはPTSDですね。日本も、今申し上げたように非戦闘地域へ行っている訳ですが、やっぱり非常に緊張を強いられておりますので、帰ってきた自衛隊員の中から54人が自殺しています。これは、平均的な日本人の自殺率の14倍と言われているんです。

「日米ガイドラインの実行法が本質だ」と書きました。実はこの法律は、柳沢さんみたいな人でもわかりにくく、わざとわかりにくくしているんじゃないかと。10本もの法律を1本にしているのですから、なかなか難しい訳ですが、条文を読むだけでこれくらいの厚さで。それぐらいわかりにくい訳ですけれども、一番わかりやすいのはむしろ4月27日の日米ガイドライン、これを読んだらわかりやすい。これを実行するためだと。

ガイドラインというのは本来、政府と政府がやっただけで、今回は議論していませんからね。しかしながら、安保条約も改定する、国会で批准すると。そういう手続きをパスして、米日の防衛・外交官僚の協議のみで改定している訳です。そういう中身になります。

この法律のキーワードは、「切れ目なく」と「グローバル」ということになります。

「切れ目なく、グローバル」、これが今回の安保関連法を読み取る一番のカギになる訳ですが、つまり本来は、今憲法9条の下では戦争も武力の行使もできません。ただ、例外的というか、現に外国から攻められた場合に限り、自衛権の発動として武力の行使ができると、こうなっている訳です。そうじゃなくて、グレーゾーンというか、日本に対してある国の兵士が漁民に仮装して押し寄せてくるとかいう事態で、いろんな形で、しかも我が国に対する直接の攻撃がなくても、「国際社会の平和と安全のために」というようなことでも、全世界的にどこでも、アメリカ或いはその他の同盟国のために弾薬の提供などの兵站活動を担うということですから。これは結局、「切れ目をなくす」ということは「憲法9条をなくす」ということと同義ということになると思う訳です。

時間が来ましたので、一応私の話はこれで終わらせて頂きます。ありがとうございました。

司会：

佐藤先生、どうもありがとうございました。安保法制関連の問題点を中心に、憲法と人権について大変有意義なお話を頂きました。まだ少し、5分ほど時間がございますので、何かご質問などはございませ

んでしょうか？

…よろしいでしょうか？それではこれを持ちまして2015年度の講演会は終了致しますが、また年が明けまして2016年の2月20日に研修交流会と致しまして、関西学院大学 五百住満先生の人権教育に関するご講演を予定しておりますので、ぜひこちらの方にもご参集頂きますよう、よろしくお願い致します。

それでは、本日は佐藤先生に大変有意義なお話を頂きましたので、もう一度拍手をお願い致します。

2015年度 奈良県大学人権教育研究協議会 研修・交流会

2016年2月20日（土）
奈良学園大学 1号館2階201教室

プロフィール

五百住 満（いおずみ みつる）

1950年神戸市生まれ。同志社大学文学部 卒業。

1973年から17年間兵庫県公立学校教員として教鞭をとった後、兵庫県教育委員会で18年間、社会教育、人権教育、教員人事、教員研修等の推進に携わる。特に、教職員の資質向上プロジェクトを担当し、教職員のパワーアッププランの策定、教職員制度の改革等に関わった。

2008年からは関西学院大学に勤め、現在は教育学部教授として、「子どもと人権」「教師論」などを担当。学校教育学、教育行政学及び人権教育学、教育コミュニケーション論が専門。近著に「入門 特別活動」や月刊「生徒指導 4月号—そのとき、どう動いたか・高校不登校のケース」がある。

子どもの死生観といのちの教育

五百住 満

司会：

ただ今より、2015年度 奈良県大学人権教育研究協議会 研修・交流会を開催いたします。

今年度、奈良県大学人権教育研究協議会の事務局長を務めさせていただいております奈良学園大学 井上と申します。よろしくをお願いいたします。

はじめに、本協議会の会長 梶田叡一が本日出張のため、代理で奈良学園大学 副学長 西口清治よりご挨拶させていただきます。

西口副学長、よろしくお願いします。

西口：

今年度、奈良県大学人権教育研究協議会の会長を務めております梶田が本日出張中のため、代理でご挨拶させていただきます。副学長の西口と申します。

昨年11月に開催した講演会に続き、2回目となります。前回お話したように、今年度は「現代日本社会の人権」というテーマで一連の講演を企画しております。今現在の人権の現状を理解し、我々は何をしなければならぬか、改めて勉強できる機会だ

と思います。

本日は、関西学院大学 教育学部 教授である五百住 満 先生に講演をお願いしております。また、5月にも同じテーマの下で講演を予定しています。これらの講演を通じて、奈良県内の大学関係者の「人権教育」に係る意識がより向上することを期待しておりますので、どうぞ宜しくお願いします。

司会：

西口副学長、ありがとうございます。

それでは、講演に移ります。本日は、関西学院大学 教育学部 教授 五百住 満（いおずみ みつる）先生には「子どもの死生観といのちの教育」というタイトルで、講演をしていただきます。

1950年神戸市にお生まれになり、同志社大学文学部をご卒業されました。

1973年から17年間兵庫県公立学校教員として教鞭をとった後、兵庫県教育委員会で18年間、社会教育、人権教育、教員人事、教員研修等の推進に携わる。特に、教職員の資質向上プロジェクトを担当し、教職員のパワーアッププランの策定、教職員制度

の改革等に関わってられました。

2008年からは関西学院大学に勤め、現在は教授として、「子どもと人権」や「教師論」などを担当されております。ご専門は学校教育学、教育行政学、人権教育学、教育コミュニケーション論などです。ご近著には『入門 特別活動』や『月刊 生徒指導』4月号にご論文で「その時どう動いたか―高校・不登校のケース」がございます。

その他のご活動と致しまして、関西教育学会理事、日本特別活動学会理事、和文化教育学会理事、公益財団法人人権啓発協会理事等、幅広くご活躍されています。

では五百住先生、どうぞよろしくお願い致します。

五百住：

皆さんこんにちは。ただ今ご紹介頂きました、関西学院大学の五百住と申します。よろしくお願い致します。

今日はよくわからないままお引き受けしたものですから、こういう演題で良かったのかどうか、ちょっと不安な面もあるのですが。実は私は今、梶田先生の下で「いのちの教育」というものをずっとやっておりまして、昨年まで科研でいのちの教育の研究をしてきたところでもありますので、子どものいのちの問題についてお話ができれば、と考えております。

今日の内容は、私の専門が学校教育学というか教育学の領域、それから人権教育と

いうことですから、「いのち」と言えば例えば人権の問題でもあり、他のさまざまな分野もあるのですが、今日は人権に絞ってお話ができたらと思います。

それから今日は私だけでなく、尼崎市立成良中学校の夜間中学である琴城分校に勤務しておられる桜井克典先生にもご参加いただいて、琴城分校に在学されておられる中国残留孤児の方についてのお話をして頂き、一緒に考えることができたかなと思いますので、よろしくお願いします。

桜井先生の琴城分校には、うちの大学生も昨年から何回も行かせて頂き、残留孤児の方のお話を聞く中で、いのちの問題や平和の問題を学んできました。ぜひそういう話を聞いて頂きながら、また私も教えて頂ければと思っていますので、よろしくお願い致します。

それでは、演題に沿いまして、『子どもの死生観といのちの教育』という形でお話を進めていきたいと思います。その前に、「人権」ということですから、もちろん私が話すまでもなく、先生方も私以上にいろいろ研究もされておられますのにこういう話をしても、「そんなのわかっている」と言われるかも知れませんが、整理だけしたいと思ひまして、ここに「人権とは一体何なのか」ということで挙げさせて頂きました。

国の『人権教育・啓発に関する基本計画』というのがあって、その中に、人権とは

「人間が人間らしく幸せに生きていくための権利」と書かれている訳ですが、
「人権」というものを見た時に文言としてはこうですけど、他の側面には国際的な問題もあると思います。

例えば、『世界人権宣言』から始まって、いろんな条約が日本においても批准されていますし、そういう条約や法的な側面があると思います。それから2つ目は、価値観とか人権思想の問題もあります。3点目は、いわゆる制度の問題ですね。社会制度の問題、文化の問題というのもあると思います。4点目に、個人の考え方とか生き方とかそういうこと、それから5点目に、そういうさまざまなものに反対する運動的なものもあると思います。

そういう側面が人権の中にはある訳ですが、今日は個人、とりわけ子どもの生き方や考え方に絞って話を進めることができました…と思います。とりわけ、その人権の考え方をどう広げていくかということで、ここも人権教育の研究会でございまして、から、「人権教育」という言葉が出てくる訳です。『人権教育及び人権啓発の推進に関する法律』というのがある、その中に「人権尊重の精神の寛容を目的とする教育活動をさす」という文言で整理されている訳ですね。

これは、もうご存知の通りでございしますが、1980年頃から使われ出して、カリキュラムのあり方や学習方法等が提起さ

れるようになり、1990年代に入って、より国家レベルでそれぞれの国が人権教育を位置づける宣言が出されていく訳ですね。

ただ、人権について教えることだけでは不十分であり、併せて教育の機会均等をはじめ、教育活動全体で人権保障と人権確立を目指すべきことが共通の認識となっていくた…ということではないかと思います。

人権についての考え方はこういうことだと思うのですが、それで次に今日の演題である『子どもの死生観といのちの教育』に戻していきたいと思います。

子どものいのちについて、条約など法的な面から見ればどこにきちんと位置付けられているのかと言えば、ご存知の通り『児童の権利に関する条約』、または『子どもの権利条約』とも言われていますけれども、子どものいのちと『児童の権利条約』は切り離せないものであります。

その前文に「児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、…」という文言があり、更に第6条に「すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める」、それから「児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する」という文言がこの権利条約の中にある訳ですね。

ご存知のように、この『児童の権利に関

する条約』の経緯ですけれども、1924年に国際連盟に『ジュネーブ子ども人権宣言』というのが出されました。これの前文の中に「人類は子どもに対して最善のものを与える義務を負う」という文言があります。そして、1959年に国際連合で『子どもの権利宣言』が採用されて、1978年にコルチャックさんという、この人はポーランド人でありまして、さらにユダヤ人でもある訳ですね。その当時有名な教育学者であったんですけれども、そのコルチャックさんが生まれてから100年目にポーランド政府が取り組んできたことを草案の中にまとめて、国際連合の中で1989年に『児童の権利に関する条約』という形で採択された…という経緯がございます。

特にコルチャックさんについては、皆さんもよくご存知だとは思いますが、先ほど申しましたようにユダヤ系ポーランド人で、当時ナチスの政権下にあって、コルチャックさんは子どもに関わりながら生活や研究をしてきた、国際的には非常に有名な人でした。ですからナチスドイツとしても、ユダヤ人とわかっていても彼を拘束して処刑することがなかなかできなかったんですが、コルチャックさんは子ども達があウシュビッツの収容所に連れて行かれる時も、自ら進んで子ども達と共に入って、彼らと共に命を奪われていくんです。

そういう風に、子どもと共に彼はどういう生き方をして、子どもを守っていくこと

とはどういうことを示した中で、ポーランド政府から草案が出されて、『児童の権利に関する条約』ができたということですね。

ですから、『児童の権利に関する条約』というのは1989年に国連で採択されて、54条からなりまして、ここに書いてあるような生きる権利とか育つ権利とか、守られる権利とか参加する権利とか、そういう権利がある訳です。子どものことについて言えば、『児童の権利に関する条約』をきちんと見ていく必要があるのではないかと思う訳です。

整理としてそういうところを見て頂いて、今日の本題に入っていきたい訳でございます。私がなぜいのちについて、とりわけ子どものいのちについていろいろ取り上げて考えるようになったかと申しますと、ここにもありますように、1つには神戸出身ですから、1997年当時に神戸で子どものいのちを巡る事件が相次ぎました。

特に日本中を震撼させた、神戸市須磨区の少年の事件がありました。実は、すごく近くという訳ではないんですが私も須磨区に住んでいるので、この記事が出た時に、「どういうことだ。なぜ少年が、中学校の校門に首を晒すようなことができるんだ」と驚きました。今思い返してもいろんな事件がありましたが、本当に日本国中を震撼させた事件ではないでしょうか。

最近はその元少年が本を出して、いろいろ物議を醸していますよね。本当に彼は更

生したのか、しっかり考えてそういう人間になっているのか…ということがまだ言われていますね。そういう事件がございました。

当時私は行政にいて、兵庫県教育委員会としても非常に行政も大変な状況でしたので、そういうことも含めて子どものいのちというものを、なぜ子どもがこういうことを起こすのかを考えていく必要があるんじゃないのかと思うようになりました。

同時に、その前に阪神淡路大震災があって、私の家の周りも大変な状況にあったんですけれども、その時に「いのちの問題はものすごく大事だ」と言われた矢先にこういう事件が起こったということは、私にとっては非常にショックでしたし、子どもがなぜいのちをこういう風に考えて扱ってしまうのかということが、自分が子どものいのちの問題に向き合う1つの契機になったのではないかと考えています。これが1つですね。

ですから、いのちに関わる本当にすごく多くの問題がある。さらに奈良県で言えば2009年でしたかね、桜井市の駅で高校生が友人をホームで刺し殺す、という事件が起こりましたよね。…そういう事件がこの時は続くんですよ。これは記事ですね、こっちの方がわかりやすい。これは神戸新聞なんですけれども、こういう記事が出たんですね。「…態度に腹が立って刺した。逮捕されたのは高校生で、ホームは騒然となっ

た」ということなんですね。

なぜ自分の同級生を刺し殺すのか？当時大阪でも、中高生同士が殺人を犯すという事件がいろいろ発生しているんですね。女生徒を巡って殺した、という事件がありました。同じような時に奈良県でこういう事件が起こった、ということですね。そのことも私にとって非常にショックというか、いのちというものを考えさせられると言いますか、そういう1つの契機になっていたと思います。

それから、最近特に「いじめ」の問題ですね。「いじめ」で自殺するというのが大きな問題になって、法律までできていますよね。そういった事件です。

私の家の近くに私立の高校があるんですけれども、そこでも「校舎から飛び降りて自殺した。調べてみたらいじめがあった」ということがあったんですね。そういったこともあって、いじめを苦に自殺するという事件、これは子どものいのちに関わる本当に重大な人権侵害であるし、人権の中でいのちが一番大事なものではないかと思っている訳です。それと虐待ですよ、虐待で子どもが死んでいくということがいろいろある訳ですね。

例えばいじめの発生件数を見ても、これは文科省が出している統計ですけども、全体的に見たら年度によってすごく急激に件数が上がっている時もある訳ですけど、ここにありますように最近14～15万件と

いう件数ですね。それから同時に、児童・生徒の自殺者の推移ですね。年度によって増減していますが、やっぱり最近自殺の件数が非常に多いと言える訳ですね。

ですから、いじめだけではないと思うんですけど、なぜ子ども達が自殺していくのかを考えた時に、子どもの死生観、いのちに対する感情というか、そういったものをどういう風に見ていくことが大事なのか…ということですね。そういうことを考えさせるデータでもある訳です。

それから、これは児童虐待による死亡事件の推移です。これは厚労省が出しているデータをそのまま持っただけですが、だんだん虐待の件数が増えてきますし、虐待で死んでいく子ども達もかなりの数だという実態を表している訳です。

いじめから自殺、殺人といった子どもを巡るさまざまな問題、なぜ子ども達はこの状況になってしまうのかということを、教育学者ならずとも、私達はさまざまな形で考えていく必要があるんじゃないかと思う訳です。

子どものことについて見れば、どうしてこういうことが起こるんだ？ということですが、今現在都市化や核家族化が非常に進んでいますし、その中で子ども達の人間関係や連帯感が希薄化して、更に地域の教育力が低下していることが言われています。

更に核家族化に伴って、家族等の死に直面する機会が非常に少なくなって、死を身

近なものとして捉えにくくなっている。それと、生と死の持つ意味を子どもなりに考えていく機会が、減少してきているのではないか。人が生きていく上で自然と身に付けてきたことが、子どもの死の概念が、実は揺らいできてしまっているのではないか。子どもの人間関係の希薄化とか、家族との関係の中で、今まで我々の世代であれば自然に身につけてきた子どもの感覚や概念が、揺らいできてしまっているのではないか。

更に、現実と非現実と言うんですか、生と死の境界が非常に見えにくくなってきていて、生命の尊さやいのちの重みを実感として捉えきれない子ども、つまり、死に対する恐怖感を抱かない子どもが増えてきているのではないか…というようなことが言われている訳ですね。リアリティのある死を体験していない。身近な生き物や家族の死のような、繋がりの中で悼む喪失体験がないために、そういう現象が増えてきているのではないか、と考えたりする訳ですね。

そういったことが、今の子ども達の中にもものすごくあるのではないか、ということですね。子ども達に、いのちというものとどう向き合って考えさせていくか…というのが、非常に大事ではないかと思う訳です。

次に、「子どもの死生観」。やはり今までいのちというものを考えた時に、道德教育の中でも「人のいのちが大事ですよ」という形で教えられてきたと思うんですけど、しかし、突き詰めて死と向き合って、自分

の生や人の生、いのちというものを考えるような、実感として持つような、そういう学びや教育がなされてきたのかどうかということが、実は問題ではないかと思うんですね。

学校現場の道德教育の中で、「人のいのちは大事ですよ」というのは教材の中にもありますし、そういう概念的なことは教えていると思うんです。しかし本当に、「やがて人間は死ぬんだ」とか、「死んだら決して生き返るものではないんだ」とか、それに身近なところで直面して、死と向き合いながら自分の生や人の生、命と向き合うというような体験というものが、十分になされてきていないんじゃないかと。それを考えた時に、子どもの死生観をやっぱり見ていく必要があると思う訳です。

子どもの死生観について、ハンガリーのマリア・ナギーが1948年に調査をしているんです。この調査によれば、「5歳以下の子どもには“決定的な死”は存在せず、死についての意識、つまり死んだらこの世に帰ってこないことは理解できないが、5歳以降になると、『一度死ねば生き返ることはない』と認識するようになる」ということが書かれている訳ですね。9歳以降で初めて、死の普遍性—つまり自分を含めた全ての生命にやがては死が訪れることと、そして死の絶対性、死んだら生き返ることはできないことを受け入れることができるようになると、調査の中でマリア・ナギーは言ってい

る訳ですね。

こういうことを踏まえて、実は昨年度梶田先生の下で研究を進めてきた訳ですけども、『いのちの教育研究会』という形で、これは環太平洋大学の住本先生を中心に私も一緒に調査・研究をした、その一例であります。膨大なデータがある訳ですけど、その中の項目を見ていきます。

例えば、「人はいつか死ぬと思いますか？」という問いで、いのちの普遍性について小学校1年～4年生、5年生～中学3年生、高校1年～3年生に聞いているんですね。ここは「死ぬであろう」「いつかは死ぬであろう」と。しかしこちらの方を見れば、「たぶん死ぬだろう」とか「死なない」という回答が調査の中に出てきているんですね。中学校でも、若干その数は減っているんですけどある訳ですね。高校生になればかなり、「人はいつか死ぬだろう」と。しかしながら、少しではありますけれども「死なない」という人もいますよね。その辺の詳しい分析はまだ十分できていない訳ですけども、そういったことがデータとして出てきています。

さらに、「あなたは自分がいつか死ぬと思いますか？」と自分のことを聞いている訳ですけど、小学校だと50%以上の子ども達が「死ぬ」と言っているんですけど、「死なない」とか「たぶん死ぬんじゃないかな」という曖昧な答えが、小学校1～4年ではデータを見ると出てきているんですね。

5年生～中学3年生を見ると、「死ぬ」「たぶん死ぬ」がすごく増えてくるんですね。高校においてはずっと90%ぐらいに増えてくるんですけど、一部には「そうではない」という回答もあるんですね。

それから、「人は死んでも生き返ると思いますか？」と死の絶対性について聞いている訳ですけども、小学校1年～4年を見ても、「死んでも生き返る」と思っている子ども達がこれだけのパーセントいるんですね。小学校5年生～中学生でもこれだけいる。高校だと若干減りますけれども、「生き返る」と思っている生徒がいる訳ですよ。それから「たぶん生き返るであろう」…“たぶん”という中途半端な答えですけど、そういう子ども達がいる。「生き返らない」というのはこういうパーセンテージである、というデータですね。

どの年代でも、「人は死んでも生き返る」というのが100%にはならないんですね。これを調査した時に「なぜだ？」と思う訳で、その分析はこれからなんですけども、そういうことがデータとして出てきている、ということですね。

次に「もし自分が死んだとしても、生き返れると思いますか？」という調査なんですけれども、これもなぜか小学校5年生～中学3年生は「生き返るであろう」というのが若干増えているんですけど、高校まで行くと小学校1年～4年と同じぐらいのデータなんですよね。ほとんどの子ども達

は「生き返らない」と思っているんですけども、実はこういうデータが出てきているということですね。

2番目に自殺・殺人について聞いていて、「4～5回」とかあるのは、自殺したいと思ったことが何回あるかということだと思わうんですが、高校生になれば「どんなことがあっても良くない」という回答はあっても、決してみんなが自殺について否定的という訳ではないんですね。

それから最後のデータで、「どんなことがあっても殺人は良くない」ということなんですけれども、「その通り。殺人は良くないと思う」とみんなが100%そう思うかと言うとそうでもない…ということがここに出てきているんですね。小学校1年～4年、小学校5年～中学3年、高校1年～3年というデータがありますけれども、100%みんなが「良くない」というデータは出ていない訳ですね。

そういうことを一昨年かな、他にもいろいろ調査をしているんですけど、学校にお願いして2千人近くを調査して、小学校から高等学校に絞っていろいろ聞いたのですが、こういう調査結果が出てきているということなんです。

このことから、「殺人は良くない」と100%が思っていない以上、やはり死というものをどういう風に考えていくのか、生きるということをどういう風に考えていくのかを教育の中で…いわゆる死生観というんです

か、子ども達の死生観をきちんと確立する。ナギーによれば「9歳前後から確立していくんだから」と言っていますから、その死生観の確立の前後に、いのちの教育を…ここにありますようにきちんと行っていく必要がある。

幼児期、幼稚園段階から「いのちの教育」を行い、小学校へ引き継いで積み上げ深めていくことが、非常に重要ではないかと考える訳です。さらに前半ちょっと申しましたが、「いのちの教育」は、“いのち”そのものを大切にすることを教える道徳倫理的指導が主流を占めています。道徳の中で、教材も見て頂いたらわかると思いますけれども、今国では道徳を教科にして、そのねらいもいのちについて教えるのが目標値の4番目か5番目にある訳ですから、そういう道徳的・倫理的指導も大切とは思っています。けれどもやはり、「やがて人間は死んで生き返らない。だからいのちは大事なんだ」という、“死”というものを見据えたいのちの教育に至っていく必要があるんじゃないか、と思う訳ですね。

今の教育はどちらかと言えば道徳的で、「いのちは大事にしなければいけませんよ。だから人のいのちも大事ですよ」と、みんな頭ではわかっている。しかし、奈良で起こった事件でもそうですし、最近でも子どもを巡る命に関わる事件がいろいろ起こっていますよね。しかし、そういう事件が起こってしまう。それは、本当に死を見据え

たいのちの教育をどういう風にしていくかということが、今問われているんじゃないかなと思う訳です。

これは高木慶子さんと言いまして、前は聖トマス大学の教授で、今は上智大学で教えておられます。子どもの死生観に影響を及ぼす要因という形で、この高木先生は『生と死を考える会』を作っておられまして、私も今はちょっと離れているんですけども、一時期そこに入っていたことがあるんです。

その中で、高木先生が調査した結果しか載せていませんけれども、例えば低学年の小学校1年～4年までを見た時に、例えば「葬儀や墓参の経験は、健全な死生観の確立に大きく貢献する」、それから、「死が怖くないと思う子どもは、死んでも生き返ると思っている傾向がある」という、そういう調査を出しているんです。

それから、「ゲームやチャットなどを毎日3時間以上する子どもは、人は死んでも生き返ると思っている」、そういう子どもがいるんだと。それから、「家族に大切にされていない子どもは、死の普遍性の認識が非常に低い」という風なこと、これは低学年ですね。

更に高学年ですね、小学校5年～中学3年までを見た時に、今日のデータでも見て頂いたらわかるように、「死の普遍性は確立しているが、絶対性は80%以上にはならない」。「自殺や他殺に対する共感度や許容

度は漸増する」、それから「死の普遍性が確立していない子どもは、自殺や他殺を許容する傾向がある」、それから「死への恐怖がない子どもは、死の普遍性が確立していない」、それから「ペットの死やお墓を作るといった体験は、死の普遍性の認識を高めていく」。

さらに続けて、「殴ったり殺したりするゲームをする子どもは、パズルや推理ゲームをする子どもに比べて、死の普遍性及び絶対性に対する認識が非常に低い」ということを報告の中で言っています。それから、「これまでに“命の大切さ”についてあまり教えてもらっていないと答えた子どもは、死の普遍性に対する認識が低い」ということも、この調査の中で言っておられます。

そういったことから考えまして、なぜ「いのちの教育」が大事なのか。これは梶田先生の言葉をそのまま書いているんですけども、「学校教育における〈いのち〉の教育の基本的な存在理由」というのが、1つは私が申し上げましたように、「〈いのち〉を粗末にする悲しむべき風潮が現代日本社会に存在する」、今の日本の現代社会に存在していると。

悲しいけれども、どうもマスコミの報道を見ても毎日のように誰かを殺したとか…この前も加古川の殺人事件で犯人が捕まっていましたよね。毎日のようにああいう事件が、どこかで出てくるという状況ですよね。かつて10数年前は、そういう状況があ

まりなかったと思うんですね。

しかし、いのちを粗末にする風潮が現代日本の社会の中に存在しているということは、すごく考えていかなければならないことですよね。教育の分野においては、先ほど私が申しましたように、幼児期にいのちの普遍性・絶対性をどういう風に教えていくのか、しかも、死というものを考え見つめながらどう教えていくのかということをしちゃんとやっていなければ、大人になってもそういう風潮は変わっていかない、ということだと思います。

もちろん、教育学的なことだけではないですよね。経済的な問題とか心理的な問題とか、さまざまなことが起因しているとは思いますが、一方教育的な視野から見ればこういうことが言える。一方で、「人として最も本質的な認識に関わる課題として〈いのち〉の教育を考えていく必要がある」…いのちは人として最も本質的な、人権で言えば最も本質的な課題だと思うんです。特に『子どもの権利に関する条約』を見てもわかるように、いのちの問題ですね、それをやっぱり考えていく必要がある。それから、「教育の未来形成的機能に関わって〈いのち〉の教育を考えていく必要がある」のではないかと思う訳です。

これは梶田先生が言っておられることで、一方、法律で見ても、例えば『教育基本法』の中にどういう風に明記されているかと言えば、「生命を尊び、自然を大切にし…」

という文言が出てきます。また学校の学習指導要領では、「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし…」という文言があります。

その中に、小学校1・2年では「生きることを喜び、生命を大切にすることをもち」とか、3・4年生では「生命の尊さを感じ取り、生命あるものを大切にすること」とか、5・6年では「生命がかけがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重すること」とか、中学校では「生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重すること」とか、そういった文言が出てくる訳です。

しかしながら、『教育基本法』においても『学習指導要領』においてもそういう文言は出てくるんですが、先ほども言いましたように、1つの知的なところで道徳的教育とか、さまざまところで「いのちを大事にする」ことは教えるけれども、本質的に「なぜいのちが大事なのか？なぜ他者のいのちも自分のいのちも大事なのか？」…人権の根幹に関わることだと思いますけれども、こういったことが死と向き合いながらどれだけ今までの教育の中で教えられてきたか、学んできたことかということが、やはり今こそ問われているんじゃないかなと思う訳です。

そこで、先ほどご紹介しました尼崎の成良中学校琴城分校、夜間中学ですけれども、そこで一緒にずっと研究をやっている桜井

先生に、残留孤児の話を、取り組みを聞いて頂きながら、皆さん方も一緒にいのちの問題、それからとりわけ戦争の問題もありますけれども、それを考えて頂けたらと思う訳です。

先ほども申しましたように、実は私の大学の学生が昨年この中学へ学びに行って、いろいろ教えて頂きながら、今年は夏…9月でしたかね、合宿をしたんです。その中で、後で出てきますが残留孤児のAさんという方がおられるんですけど、その生々しい体験…目の前で自分の親が殺され、お姉さんも死に、周りの人も殺され、その中で自分がどういう風に生きてきて、いのちをどう考えているかという話を、桜井先生とインタビュー形式で授業をやってもらいました。

その中で、うちの学生にこの問題…いのちの尊厳とかをどう考えていくのか、…私のところは教育学部で教師になる学生ばかりですから、「それをどう捉えてどう伝えていくのかを考えよう」ということを合宿のテーマにしたんです。

今日はその話だけでなく、残留孤児に関わるいろんな特異な問題もありますし、今から桜井先生の方からお話を聞いて頂けたらと思います。では桜井先生、よろしくお願いします。

桜井：

皆さんこんにち。先ほど五百住先生か

らご紹介頂きました、尼崎市立成良中学校琴城分校の教員をしております、桜井と申します。よろしくお願い致します。

私は元々小学校の教員でして、夜間中学校の存在を知ったのが40歳前だったかな。それから夜間中学校の教員をぜひしてみたいということで、当時は尼崎市の隣の伊丹市の教員だったんですけど、何とか10年かけて夜間中学校の方に勤務させて頂きました。

夜間中学校は公立なんですけど、ご存知の先生方はどれぐらいおられます？…あ、ありがとうございます、半分ぐらいおられますね。…非常に知名度が低いんです。それで、ちょっとだけ夜間中学校の話をさせてください。

夜間中学校は全国に、公立はたった31校しかありません。見て頂いたらわかるように、非常に一部の地域にかたまって夜間中学校があるのですね。東京の方に8校、大阪に11校、兵庫に3校、奈良にも3校あります。九州や北海道、東北地方には何もありません。

どういった方々が学ばれているかと言うと、戦争や貧困、差別その他諸々の事情で義務教育を修了されていない方が、日本にたくさんおられます。全国的な国の調査がありませんから実数がわかりませんが、かなり前に中曽根総理大臣が国会の中で答弁された時は、「未修了者が70万人ぐらいおられるんじゃないか」と話をされていました。

大学の先生方が調査をされたら、「多分100万人を超えていただろう」という話です。ということは人口の1%、100人に1人は未修了者がいるのではないかと…という話ですよ。ね。

九州にももちろんいるし北海道にもいる。国の方で今、「じゃあ、各県に最低1校は夜間中学校を作ろうではないか」という動きは出ていますけれども、なかなか実現はしていません。

奈良の方にも3校、奈良市・天理市・橿原市にあるかと思います。実はそれ以外にも北海道と福島、埼玉、奈良にもあり、これは何かと言うと、公立の夜間中学校ではないんですが、「自主夜間中学」というのがあります。王寺にも西和夜間中学があって、義務教育を受けておられない方々の学びの場ができております。

うちの学校の話で言うと、全校生徒が大体50数名です。そのうち毎日学校に来られるのは30名程度しかいません。平均年齢が60何歳、最高齢が87歳で、その方には「今日は雨が強いから休んで」と言うんだけど、見ていて非常に危なっかしいんですけど来ます。

一番若い子が17歳で、日本とフィリピンのハーフです。ずっとフィリピンで生活していて日本に来ただけけれども、フィリピンで学校に通っていなかった。タガログ語と英語はペラペラなんですけど、日本語は全くわからない子が通っています。「何とか日

本の高校へ行きたい」と頑張って日本語を覚えています。そういった、いろんな生徒さんがいます。私より遥かに年上の方もあるので、「生徒」とは呼べません、「生徒さん」と呼んでいます。

日本人の方、当然おられます。それから在日コリアンの方、昔は日本人と在日コリアンでほとんどでした。ところが、10年弱ぐらい前から、中国帰国残留孤児・残留婦人—法律用語で若干違うんですけど、まとめて中国帰国者、そしてその家族、その2世・3世、今4世の方もおられますけど、そういった方々が圧倒的に増えてきました。うちの学校で言えば、中国帰国系の方が半分以上です。

学校の中は中国語が飛び交っています。教員の方は中国語がわかりませんので、県に雇ってもらっているサポーターという、中国語を通訳してくださる方に助けてもらっている形です。もちろん日本語も話せる方も多いですから、両方話せる生徒さんをお願いして通訳してもらったりもしています。それから、先ほどフィリピンの子の話をしましたが、そういう子ども達も増えています。

生活実態はそれぞれ、在日コリアンの方も中国帰国の方もバラバラですが、その方々が抱えている悩みは共通しているな、ということですね。1つは識字・日本語の壁、字が読めない・書けない。70～80歳になって、日本で生まれた日本人も在日の方も、

やはり学びから遠ざけられてきた、学校に1回も通っていない、そういった方々は字が読めない。それから、中国や諸外国から日本に来られた方は日本語が話せない、そこに大きな壁があります。

そして、うちの学校では多くの方が子どもの頃から経済的貧困…これは社会の問題だと思うんですけど、そういったところで生活をされてきている。何よりも、これは私が夜間中学に転勤してつくづく思いますが、その方々は社会関係がほとんど作れない。特に日本語が話せない方は当然そうなりますし、日本語を母国語としている日本人の方、在日コリアンの方も、自分を隠して生きている、字が書けないことをオープンにされないですね。

「自分のせいだ」と思っているんですよ。学校に行かせなかった親のせいではなく、自分のせいだと自分をすごく卑下して生きてきた方が多いので、全員ではありませんけれども、周りとのコミュニケーションもなく隠れて隠れて生きている。「私はずっと下を向いて生きてきた」と言う婆ちゃんが多いです。…「婆ちゃん」なんて言い方をしますが、生徒さんを目の前にしてしょっちゅう「婆ちゃん」なんて言っているので、大変失礼な言い方で申し訳ないですけど。孤立や希薄さは、特に私も感じるところです。

先ほどお話に出てきました、Aさんのことです。この方は残留孤児1世で、長野県

で生まれたんだけれども、長野と言っても全部長野市ではありません。下伊那郡と言って、飯田から更に車で何10分も奥に入っていく、「当時はものすごく貧しい村だった」とおっしゃいます。で、国策の一環で開拓団として旧満州に渡っておられます。それが2～3歳の時で、9歳の時に1945年の終戦を迎える訳ですが、その時に旧ソ連軍に追われるなどして、11人家族のうち8人を亡くしておられます。

大学の先生方はご存知かと思うんですが、その時の地図があって…これはどこかわかります？…これが朝鮮半島で北京はこの辺です。Aさんが住まわれていたのはこの辺りです。そこからソ連との国境が近くて、満州国を作った時から日本の兵隊さんがたくさんいたんだけれども…私もその辺り日本史は苦手なところなので間違えていたらごめんなさい。その時には戦争に負けるとわかった瞬間、8月9日に日本兵とその家族が先に逃げたんですね。

そこに残った開拓団の人達は、ソ連が侵略してくる、中国の領地を日本が侵略したので中国人が助けてくれるはずもない…ということで、ずっと山の中を逃げてきたと言うんですね。昼間じゃなくて夜に、こうりゃん畑に隠れながら、あとは野山を駆け巡りながら。

そんな中をずっと逃げてこられて瀋陽という街に着く訳ですが、その距離が500km、ほぼ東京ー大阪間ですね。それを小さい子

や年寄りを連れながら夜にこっそり逃げていく、しかも食糧もない。そういう中で次々と斃れていかれるんですよ。その話をAさんがしてくださるんです。

Aさんのことについて神戸新聞に載っていましたので、この方は琴城分校に通う生徒さんなんです。日本に戻ってきた時は中国語しか話せなかったので、「日本語を琴城分校で取り戻した」とおっしゃいます。

「長野県で生まれて満州に渡った。逃げる時にソ連の爆撃機が襲ってきて、大地は赤く血で染まった。馬の足跡に溜まった泥水をすくって飲んだ。その泥水には小さい虫がいっぱい浮いていた」とあります。「2歳の末の弟は母親の背中で死んだ。それを木の根元に埋め、必ず迎えに来ると誓った父もソ連兵に連行された。その後収容所で病気になり、生きたまま焼かれたと聞いた」。

当時は8月でまだ暑い時です。ところが、500kmの道のりを歩いて奉天（今の瀋陽）に着いた時には11月で、大陸は寒いですから氷点下30℃、服は夏服しかありません。「飢えと寒さで2日目に兄が、3日目に妹が死んだ。4日目に『お茶を一口飲みたい。…おいしい』と言って母親が動かなくなった。Aさんも死を覚悟しました。でも、『生きて帰ろう』と2人の兄に説得され、中国人夫婦の養子になった。養父母はやさしかった」。

私は中国語の鼻音が苦手でちゃんとした発音ではないですが、「『王玉蘭』と名乗り

中国語を覚えたが、『日本鬼子』^{リーベンクイズ}と呼ばれ石を投げられた。養父母は『スパイの子どもを育てた』と中傷されながら亡くなった。文化大革命が始まると、新しい養母は殺された。日中国交回復を機にAさんは1975年に一時帰国したが、日本語を話せなくなっていた。1946年に引き上げた2人の兄と再会できた。故郷の墓には父母らと共に『(Aさんの本名)』と刻まれていた。

もう3行だけ読ませてください。「1985年、中国人の夫と3人の子どもを連れて永住帰国する。だが、夢に見た母国・日本の生活は厳しいものだった。“中国人”と呼ばれ、食肉工場などで働いたが、外国人労働者として扱われた」。当然ですが、「当時は年金はなく、生活保護を頼りながら夜間中学で日本語を学んでいる」。

うちの夜間中学校なんですけど、公立の学校なので修了が決まっています3年なんです。でも、高齢の方が学校の門を叩いてようやく学校に入って、しかも4時間しか授業がありません。高齢なので、毎日来られるとは限りません。お仕事をされている方もいて、そういう場合はお仕事を優先されます、当然生活がありますから。…となると、たった3年間で9年間の学習ができるはずがない。なので、申し訳ないですけど、先生方が生徒さんと相談して、「留年しますか？」と聞くと多くの生徒さんが「留年します」と言うんです。

うちでは9年間認められています。9年

でも、高齢になってからは9年間だけでは足りないんですよね。だからうちの場合は「聴講生」という制度で、「何年でもいてよ」という形でいてもらっています。Aさんは今その聴講生として来られています。

そのAさんなんですけれども、私は元々小学校の教員でしたので、小学生や中学生の前で体験を時折語ってもらっています。そのことは、僕は小学校の教員でしたから、小学生にはもろに響くだろうと印象にあったので始めました。実はこの間、小学生だけではなくうちの夜間中学に通う婆ちゃん達にも、すごくプラスのメリットがあったことに後で気づきました。

先ほどお話ししたようなことを、僕はサラッと話をしましたけれども、Aさんは1時間ほどかけて、そのたびに泣かれます。涙をポロポロ流して、「先生、この話をするのしんどいねん」とおっしゃいます。本当に肩を震わせて喋るんです。ただやっぱり、その話を生で聞く子ども達には、ものすごくずしっと来ているのが、後の発言や感想文などから伝わってきます。

ここにも書かせてもらっていますけれども、「当事者と出会い生の声を聞く意義」、これはテープで聞いたりビデオで見たりしても、伝わらないのかなと思います。やっぱり同じ場所にいる空気感、それがものすごく大きいなと思います。

先ほどの五百住先生の話ですが、「生き返る」と思っている子ども達が少なからずい

る現状においては、こういった話はものすごく伝わるのではないかなと思います。

子どもの作文を読むと、どうしても社会の教科書とかで「何100万人が亡くなりました」と死者数だけで書いてあることがありますけれども、やっぱりそうではない。その陰に1人1人の生活があったんだ、ということが伝わってくるのではないかな、子ども達に伝えられるのではないかな、そこを考えさせることって大事なことはないかな…と思っています。

それと、先ほどの新聞には書いていなかったんですけど、Aさんは幾度となく自死を考えます。自分のきょうだいが次々に飢えと寒さで亡くなっていく、最後には母親が目の前で亡くなっていく。その時に、「もう自分も死のう」と考えたそうです。まだお兄さん2人が何とか頑張っていたんだけど、その2人の前で氷点下30℃のたくさん死体が積み上げられている所に飛び出して、自分も死のうと思ったそうです。

でも、「A子、生きるんだ!」と言って死ぬことを思いとどまらせてくれたのは、やっぱり周りで支えてくれた人だ、と話しています。中国の養父母に育てられても、やっぱり虐められる。そこで死のうと何度か考えて、3階から飛び降りたこともあるそうです。でもその時に死ねなくて、その当時は中国語を話して理解することができたので、「一緒になって支えてくれたのは養父母だ」とおっしゃっています。支えて

くれた人がいる、その存在に気づける、「他者との繋がりの中で人間は生きていくんやで」という話をAさんは子ども達にしてくださいます。

この方は私と同年なんですけど、私の歳がばれてしまいましたがBさんと言います。この方は、お父さんが残留孤児1世です。娘さんが琴城分校の生徒さんで、お父さんもいまだに生徒さんです。お父さんは80幾つになって、昼間はデイサービス、夜は中学生をしています。デイサービスに通う公立学校の中学生って、多分この人ぐらいじゃないかと思いますが。

その娘さんなんですけど、残留孤児とその家族で作っているさまざまところで、残留孤児の生き様を劇でいろいろ伝えていく活動をされているんですが、その中でお父さんの姿からこういうことを言っています。「お父さんの姿を見て」…これは毎日新聞阪神版なんですけど、ちょっと太字で書かせてもらっています。「戦争があり、その中で父が生き延びたからこそ、私が今ここにいる。それを子どもたちに伝えたい。いのちって繋がりがあるんだということを、子ども達には伝えたい。そのことを私は、今精一杯日本語を勉強して子どもたちに伝えたいんだ」とおっしゃっています。

残留孤児以外にも、さまざまな生徒さんがいると伝えていました。下の生徒さんは日本人の方なんですけど…今72歳かな、1回も小学校の門をくぐったことがない。この

方は、すごくニコニコして喋っているでしょ、私もニコニコしていますけれども。この方は先ほどのAさんと違って、家族を失ってきた方ではありませんが、やはり貧困によって6歳の時から子守奉公に出されていたということです。

子守奉公に行って、何ヶ月もそこに泊まるんですね。忙しくなくなったら別の方の所で何ヶ月間育てられる…という生活をされてきました。何でこの方が笑っているかというと、「今が楽しい」とおっしゃる。それを子ども達に伝えているんですよ。

いろんな学校に呼んでもらって、お話をしてもらいます。うちの生徒さんは皆さん、最初にも言いましたけれども、「自分が悪い、親が悪い。だから字の読み書きもできないし学校にも通えなかった」と思っていた方々が多いので、うちの学校で教えているのは決して読み書きだけではないんですね。そういう生き様を捉え直して頂いて、「学校に通えないのはあなた方のせいではなく、社会の歪みなんですよ」ということを伝えさせてもらっているんです。

その中でご自身のことも「これ、私のせいではなかったと気づいたわ」とこの方も、琴城分校で捉え直したとおっしゃいます。この方が今どんな話をしているかというと、「今が青春です。学校へ行くことが楽しいです」。ご高齢ですから「一生懸命学校で勉強して字を書くんだけど、家に帰ったらすぐ忘れてんねん」という話をされて

います、でも楽しいと。そのことを子ども達に伝えるために、ニコニコ笑っています。

上の方は中学生110人の前で話をされました。すごくしっかりされた、在日2世の方です。この方も80幾つなんですが、「先生、私人前で喋ったことないのに無茶するわ」と言って、無理に喋ってもらいました。次の日から血圧が高くなって1週間休みましたけど、「先生、行って良かったわ。私にもできることがあったんや。ごっつい嬉しいわ」とおっしゃいました。で、今はいろんな方と喋らせてもらっています。

これは、ある小学校へ行った時に…実はこれうちの学校、夜間中学なんです。学校に通えなかった爺ちゃん婆ちゃんの中に混じって、夜にうちの学校へ見学に来てもらって、子ども達が夜間中学を見学している様子です。そういう取り組みもさせてもらっています。

先ほどのいのちについての話で言えば、うちの生徒さんは特に、学校だけでなくよその子ども達、または大学の学生さんの前で、自分のことを話すために自分を見つめ直します。それが、子ども達にも伝わっているような気がします。私は小学校の教員でしたので、小学生を見ているとそう感じます。そして、繋がりを作る、支え合える仲間を作ることの大切さ、これをうちの生徒さんはみんなおっしゃっています。そして、「今をどう生きていくのか」とおっしゃっています。

Aさんが外でお話をされた時の感想を、少しだけお話しさせてもらいます。Aさんの話を聞いた中学生の感想です。「人間って1人で生きていけないことを、今日の話で教えてもらいました。死にたいと何度も考えたAさんを救った家族の言葉に、人ってすごいなと思ったし、人を信じるってすごいなと思っています」。高校生の感想です、「そんな中で生き抜いてきたAさんの『生きてください』という言葉は何よりも重みがあり、自分の胸に深く突き刺さりました。Aさんのお兄さんはAさんに『生きろ!』と言いました。Aさんは私達に『生きてください!』と言いました。私達は今、死を身近に考えることなく生きています。それってすごく幸せなことです。だけど私達は、“死”という言葉を手軽に使います。それって、すごく失礼で馬鹿げたことだと感じました。これから生きていく私達に、いのちについて考えるきっかけをくださったことに感謝しています」。

別の高校生がこういうことを言っています。「よくNHKで8月になると戦争特集をやります。当時の映像として、灰色の画質の悪い映像が出てきます。煙を上げる戦車、国民に戦況を伝える甲高い声の男性、爆撃を受ける街、私はその時にそれらの映像を見て『戦争って大変だな』と他人事のように感じるだけでした。でも、Aさんの話はとても現実的で、鳥肌が立ちました。戦時中の話と片付けるのは簡単です。でも、今

の日本は1年に3万人近い自殺者がいます。いったいどう考えれば良いのでしょうか。いのちの視点で考えれば、決して他人事では済まされません。何かあっても生きる、生き続ける、今日のAさんの言葉を、自分のこととして受け止めようと思います」…これが高校生の感想です。

大学生の感想を1つだけ読ませてもらいます。「現代に『死ね』という言葉が簡単に飛び交っていることに危機感を感じた。今、私たちには想像もできないお話の連続であり、言葉で自分の感情を上手に表現できないが、これから教師という職業で、次の世代に今日話を繋いでいきたいと思う」…これは教員養成学部の学生さんですね。

Aさんに「ここで報告するからね。当時の感想、何かない？」と聞いたんですよ。そしたら「そんな昔のもん、もうあらへん」とおっしゃっていたんですね。「そんな言わんと探してえな」と言ったら、昨日の夜に「先生、見つかったわ」と電話頂いて、慌てて取りに行ったんです。天井の上の方の段ボールの中にあっただけなんですけど、自分では手の届かない所だったので、息子さんが来られた時に取ってもらって見つかった。「先生、こんなにいっぱいあるわ。使って」と夜にくれたのはいいけど全部読む時間もなくて、一部分だけを紹介させてもらいました。

子ども達にいのちのことを考えてもらうきっかけとして、やっぱり当事者の声を聞

かせることは、ものすごく大事なことの
ではないかな、感性の部分で伝えることが
できたのではないかな、と感じたので報告
させて頂きました。ありがとうございました。

五百住：

桜井先生に取り組みを話して頂いたの
ですが、いかがでしょうか。私も9月に、桜
井先生とAさんに大学へ来て頂いてインタ
ビュー形式で、今日ここで出てきているお
話を聞かせて頂いたのですが、学生も非常
に衝撃を受けたようです。今まで家族が当
たり前のようにいて、当たり前のように思っ
ていたことがそうではない、ということだ
すね。Aさんのお話を聞いたことで、自分
達は教師になるんだけど、どうすれば
その現実を語り継ぐことができるのか。A
さんの思い・・・それにどう応えていくの
かというのが、我々若い学生が考えていか
なければならないこと等々・・・そういっ
たことですね。

そういうことで学生が夜間中学へ行って
交流を深めたり、お話を聞いたりという活
動をやっているんですけども、そういう
中で何が今本質的に大事なことから、とい
うのをやっぱり今考えていかなければなら
ないんですね。

残留孤児については、法的にはさまざま
な問題がある訳ですね。1世と2世の取り
扱いについて、法的には随分違うものがあ

るし、社会的な補償も随分違うだろうし、
裁判が起こっていたりする訳でございます
けれども、その問題は今日は置いておきま
して、いのちということについて考えさせ
られる訳です。

最後のまとめになるんですけども、今
日の桜井先生の話にありましたように、繋
がりの中で我々は生きている。子ども達に
命というものを実感として捉えさせるとい
うことが、今の子ども達に必要なことでは
ないか。やはり家庭や地域や学校の大人た
ちに求められていることは、大人達の生や
死に対する本当に真摯なまなざしというも
のが、子ども達に本当の意味で命の大切さ
と向き合う力を、勇気を与えることになる
のではないかな。

人のことを言う前に大人が豊かでしなや
かな感性を持って、実生活においてさまざ
まな他者との関わりを深め、その中で喜び
や悲しみ、楽しみや苦しみ等の豊かな体験
をしていのちと向き合うことが、やはり豊
かな子どもを育てていくことじゃないか…
と思う訳です。「感性を育む」「共生の心」、
そして「多様性」という問題、それをきち
んと整理して、どういう風に子どもと向き
合っていくか、それが大事なことでないか
と思います。

2点目は、やはり子ども達1人1人に
いのちの大切さを実感させるということ、実
感です。頭の中で考えることももちろん大
事なんですけど、それだけでなく実感させ

ることで、そのニュースを考えていくことが大事。そのためには、生きる喜びを実感させる。本当に今の子ども達は、生きる喜びというものを実感しているのでしょうか。さまざまな場面の中で誉められたり認められたりする体験、自分の良さを見つけたり自分の存在を認め直す体験が、本当に今子ども達にいろんな生活がありますが、できているのでしょうか。さまざまな喜びの体験や、他者と共に支え合って生きていることへの感謝の気持ち等が、生きる喜びをより深めることができているのでしょうか。

そういったことが、本当の意味での生きる喜びが今の子どもにあるのだろうか、ということを私達は問いかけなければならなし、今のAさんの話にもありましたように、かけがえのない命があることを学んでいく。やはり子どもは、生活の中でいのちの価値に関わるさまざまな状況を体験しているんですね。体験しているんですけども、その体験を1人1人のいのちの問題として、再構成していく必要があると思うんですね。

体験をしても通過するだけでは、それとして残っていかない。そのものを再構成していく必要がある。大切な人やものを失うことによって、命の有限性や死の不可逆性に向き合わざるを得なくなってくる。その存在やかけがえのなさを本当に実感していく。

うちの学生も、Aさんの話を泣きながら

聞いていました。衝撃を受けた訳ですけども、本当にそれを自分はどう受け止めて伝えていくのか、ということも後の話し合いで真剣にやっていた訳ですけども、そういった実体験から、本当の意味のかけがえのないいのちについて自分たちで考えていく。そういうものに繋がっていくのではないかな。

そして、やっぱり“繋がり”ですね。今日の桜井先生の話にあったように、いのちのつながり…自分はたった一人で生きているのではなく、他者と共に生きている存在であるという思いを持てるのかどうか。遠い先祖から祖父母、父母、自分へと脈々と受け継がれてきた存在、それから自然や動植物との関わりの中で生きている存在ということ、どれだけ子どもが感じ取ることができるのか…ということですね。

更には3番目に挙げておりますけれども、家庭や地域・学校で「いのちの大切さ」を実感させる教育ということで、言葉の上では「いのちは大切である」と言うんですね、子どもは誰でもそうです。言葉の上で理解させることも大事ですが、それだけではなく心の底から実感させることがなければ、いのちの大切さやいのちの問題は受け止めていけない。子ども達の生育過程を通して形成される、心の奥底の実感的な基盤があってこそ得られるし、実感が具体的な行動となって現れてくると思うんですね。

体験の中でどのような気づきが得られた

か、どのような感じ方をしたのか、どのようなものの見方、考え方を身につけたのか、またそれらを基にどのような行動を取れるか。それは、答えを求めて共に語り合う、例えばAさんの話を聞いてその中で友と語り合う中で、共に学び合い、共に表現し合うプロセスの中で、価値の大切さに気付いて、理解して思考して、実践的な態度が深まっていくのではないのでしょうか。

そういったことが、ただ単に体験をしてもそれが自分の経験値として、実感として残っていかなければ、本当にいのちの大切さが蓄積されていかない、残っていないのではないかと思うんですね。

最後に書いてありますけど、共に語り合い共に学び合い、共に表現し合うプロセスの中で、価値への気づき・理解・思考・実践態度が深まっていくのではないか。そういう学びを大学の中でも展開しなければ、これからそういう手法で展開して、本当の意味の学びとは何なのか、本当の意味の命の実感とは何なのかを問いかけながら共に考え合いながら、やっていく必要があるのではないかと思います。

最後になりますけど、日常生活の全ての場面で、本当に身近なことについて人権の視点から、いのちの問題についても「いのちの大切さ」を見つめ直して、子ども達の感性を高めて、それがいのちを大切にす

る学びとして残っていくのではないかと思います。

十分な言葉で発信することができなかった訳ですが、また皆様方と共に、子どものいのちの問題について考えていくことができればありがたいと思っておりますので、私の考えも桜井先生の考えも述べさせていただきましたけれども、またいろいろな場面で教え頂けたらありがたいと思います。

本当に今日は私も勉強になりましたので、感謝を申し上げます。どうもありがとうございました。

司会：

五百住先生、桜井先生ありがとうございました。ただ今五百住先生の方から、死の普遍性と絶対性を踏まえた「いのちの教育」の大切さということ、それから桜井先生の方からは夜間中学に通う中国残留孤児の方の手記、お話等から、いのちの絆を実感させる教育についてお話し頂きました。

残り時間もだいぶ迫ってまいりましたが、皆さんの方からご質問なりご感想なりを頂戴致したいと思います。5分だけですので、あまりたくさんとは申せませんが、どうぞ挙手をお願い致します。

質問者A：

奈良先端科学技術大学院大学の●●と申します。先生、貴重なお話をありがとうございました。1つ私も感じるのは、梶田先

生にもお世話になったのですが、教育の大切さを感じております。特に指導要領の方に、課題研究か何かでこういうことをどんどん取り入れる活動をぜひお願いしたいということと、私もラグビーを教えていて、その時に両親や保護者への感謝の気持ちを常に持つように言うんですけど、なかなか伝わらないということがあります。実体験というものがすごく大事なので、ぜひ小さい頃から、指導要領の中でそういう形をご提案して頂きたいなと思います。

五百住：

ありがとうございます。今文部科学省は新しい学習要領を検討していますよね。その中で、いのちの問題も当然挙がってきますし、教育課程の中で体験的な学びをどういう風にしていくのか。単に知的なところを学んでそれで終わりではなく、学んだことがどう活かされていくのか、どう使われていくのか。そういう学びをどういう風にやっていくのか、考えていく必要がありますね。

そういうことが大学でももちろん大事だし、ですから、単に知識を受け入れるということではなく、その中で学生が学んだことをどういう風に自分なりに見て考え議論し、そしてそれを使っていくのか。そういうことをこれから考えていく時代に来ているのではないか。

いわゆる「Key Competencies（キー・コ

ンピテンシー）」という新しい能力ですが、そういった能力がこれから必要になってきます。いのちの問題を教えたとき単なる知識にとどまらず得た知識を活用し生かしていくことが大切です。今日はありがとうございました。

司会：

もうお1人ぐらい、いかがでしょうか。せっかくのチャンスですので、何かご質問がございましたら。…よろしいでしょうか？

そうしましたら、時間も迫って参りましたので、本日は五百住先生、桜井先生、誠に貴重なお話をありがとうございました。もう一度盛大な拍手をお願い致します。

それでは、2015年度 奈良県大学人権教育研究協議会 研究・交流会を終了させていただきます。5月にも関西テレビの杉本眞一さんをお招きして人権に関する講演会を行いますので、どうぞ奮ってご参加ください。本日はどうもありがとうございました。

活 動 記 録

2015年度奈良県大学人権教育研究協議会活動報告

○2015年度総会及び記念講演会

日 時：2015年 5 月 9 日（土） 13：00～15：30

場 所：畿央大学 L 棟 L102講義室

総会 13：00～13：50

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議長選出
4. 議事
 - ア. 2014年度活動報告
 - イ. 2014年度会計報告
 - ウ. 2014年度会計監査報告
 - エ. 役員改選 議長から説明、承認
 - オ. 2015年度新役員紹介
 - カ. 2015年度新会長挨拶
 - キ. 2015年度事業計画（案）及び予算（案）について
 - ク. その他
5. 閉会

記念講演会 14：00～15：30

講 師：北千住パブリック法律事務所

弁護士 大谷 恭子 氏

演 題：「教育における差別の禁止とインクルーシブ教育

－障害者差別解消法における内閣府「基本方針」と

ガイドラインから－」

参加人数：60名

○第1回幹事会

日 時：2015年 9 月25日（金）

(メールによる持ち回り審議)

議 事：

【審議事項】

1. 2015年度講演会の開催について

【報告事項】

1. 行事日程及び幹事会日程

○第2回幹事会

日 時：2015年11月14日（土） 13：00～13：50

場 所：奈良学園大学 三郷キャンパス 1号館2階 第1会議室

議 事：

【審議事項】

1. 研修・交流会開催について
2. 2015年度 研究報告編集について

【報告事項】

1. 会費について
2. 過去の研究報告及び関係書類の廃棄について
3. 今後の予定について

○2015年度講演会

日 時：2015年11月14日（土） 14：00～15：30

場 所：奈良学園大学 三郷キャンパス 1号館2階 201教室

講 師：奈良合同法律事務所

弁護士 佐藤 真理 氏

演 題：「憲法と人権」

参加人数：71名

○第3回幹事会

日 時：2016年2月20日（土） 13：00～13：50

場 所：奈良学園大学 三郷キャンパス 1号館2階 第1会議室

議 事：

【審議事項】

1. 2016年度 記念講演会開催について
2. 研究報告冊子について

【報告事項】

1. 新旧合同幹事会について

○2015年度研修・交流会

日 時：2016年2月20日（土） 14：00～15：30

場 所：奈良学園大学 三郷キャンパス 1号館2階 201教室

講 師：関西学院大学 教育学部 教授

五百住 満 氏

演 題：「子どもの死生観といのちの教育」

参加人数：82名

○新旧合同幹事会

日 時：2016年4月16日（土） 13：00～13：50

場 所：奈良学園大学 三郷キャンパス 1号館2階 第1会議室

議 事：

【審議事項】

1. 2016年度総会及び記念講演会について
2. 2015年度活動報告について
3. 2015年度決算報告について
4. 2016年度会長校及び役員大学の選出について
5. 2016年度事業計画（案）及び予算（案）について
6. その他

【報告事項】

1. 今後の予定について
2. その他

2015年度 奈良県大学人権教育研究協議会役員名簿及び連絡先

役職名	氏 名	大 学 名	所在地（事務担当連絡先）
会 長	梶 田 叡 一	奈 良 学 園 大 学	〒636-8503 生駒郡三郷町立野北 3-12-1 TEL:0745-73-7800 FAX:0745-72-0822
事務局長	井 上 眞理子	奈 良 学 園 大 学	〒636-8503 生駒郡三郷町立野北 3-12-1 TEL:0745-73-7800 FAX:0745-72-0822
副 会 長	馬 越 かよ子	奈良佐保短期大学	〒630-8566 奈良市鹿野園町806 TEL:0742-61-3858 FAX:0742-61-8054
幹 事	岩 崎 敬 二	奈 良 大 学	〒631-8502 奈良市山陵町1500 TEL:0742-41-9505 FAX:0742-41-0650
幹 事	出 田 和 久	奈 良 女 子 大 学	〒630-8506 奈良市北魚屋東町 TEL:0742-20-3204 FAX:0742-20-3205
幹 事	近 藤 雄 二	天 理 大 学	〒632-8510 天理市杣之内町1050 TEL:0743-63-9001 FAX:0743-63-1264
幹 事	藤 本 眞 一	奈良県立医科大学	〒634-0813 橿原市四条町840 TEL:0744-22-3051 FAX:0744-25-6211
幹 事	吉 田 明 史	奈良学園大学奈良 女子短期大学部	〒631-0003 奈良市中登美ヶ丘 3丁目15-1 TEL:0742-93-5400 FAX:0742-47-2985
監査委員	中 城 進	畿 央 大 学	〒635-0832 北葛城郡広陵町馬見中 4丁目2-2 TEL:0745-54-1601 FAX:0745-54-1600
監査委員	平 林 春 行	白 鳳 短 期 大 学	〒636-0011 北葛城郡王寺町葛下 1丁目7-17 TEL:0745-32-7890 FAX:0745-32-7870

資料

結 成 宣 言

部落問題は、我国の最も重大にして深刻な社会問題であり、人権侵害の社会的現実として存在する。しかし、まだ多くの国民は、この現実を知らないし、また知っていても関わりを持ちたがらない。それらがいまでも差別を存続させている。近代日本の歴史は、これまでの思想や学問、教育のなかに差別的な体質をもちつづけてきた。そのなかで部落差別や人権侵害の社会的存在をあきらかにしてきたのは、それへの苦闘をかさねた部落解放運動の歴史的なたたかいであった。それゆえに、部落差別についての正しい認識と解決への意欲なしには、日本文化を理解し、日本人として人間を解放することはできない。

とりわけ、全国水平社の発祥地、奈良県では、戦後いちはやく、長欠不就学児童生徒のきびしい差別の現実には教師たちは直面し、1952年から同和教育への取り組みをはじめた。今日では全国の幼、小、中、高校において、教育権の保障、進路保障および差別を許さない人間形成の教育実践が推進されている。また、1983年には、全国大学同和教育研究協議会が結成されたが、本県においてもようやく本協議会の結成を見るにいたった。奈良県内の大学では、これまでも数多くの差別事件が起こっており、その解決に向けて今後いっそうの研究と教育に対する充実整備への取り組みに努力しなければならない現状にある。それには、これまで大学の体制の中に、むしろ差別を温存助長してきた体質の側面をもっていたことを素直に認めなければならないであろう。

本来、大学が果たす教育や研究の社会的使命と役割には、部落差別の解消という国民的課題に応える義務があり、また、学生に同和教育を正しく位置づけ推進するという課題をもっている。そのためには、一人ひとりの大学教職員が部落差別の解決をみずからの問題ととらえ、これと取り組むことからはじめなければならない。さらには、障害者、民族、性、生活習俗などのあらゆる差別問題の解決に、それぞれの立場から研究と教育の実践にむけていく必要がある。ここでは、当然、各自の専門専攻分野の枠をこえ、社会の現実に関心をもち、研究、教育への態度と努力が求められているのである。しかも大学は、学生に対して、人権尊重の精神と差別を許さない人格形成への教育を推進するため、人権問題の研究室や専門科目の設置など条件の整備充実を早急に図ることが迫られている。同時にそれは、差別と人権の学問研究を通して、大学における専門とはなにか、学問とは

なにか、大学とはなにか、と問われているのである。

さて、いまや日本は国際人権規約を批准した国となった。それはいかなる国家の国民に対しても、国籍や性別をこえ、一人の『人間』としてとらえ、その人権を保障するものである。したがって、部落差別をはじめ人間に対するさまざまな人権問題をとらえ、その解決に取り組むことは、まさに大学においても国際的課題なのである。

われわれ大学教職員は、研究と教育の推進にたずさわると同時に、また、一個の『人間』として差別解消に取り組む連帯の輪をひろげ、人権尊重の思想・文化・学問などの研究交流や共同研究の場をつくりあげねばならない。さらには、大学はその使命として人権問題研究の条件整備をはかり、国際的視野にたった学生の人格形成への教育に努めなければならない。いま、それは大学の果たすべき役割として緊急にせまられている課題である。

本日の結成総会において、われわれは決意を新たにし、これらの課題にむけて前進することを宣言する。

1986年12月22日

奈良県大学同和教育研究協議会結成総会

奈良県大学同和教育研究協議会の名称変更について

平成16年 5 月22日の第19回総会において、奈良県大学同和教育研究協議会の名称が、奈良県大学人権教育研究協議会と変更されることが決定しました。

今後、奈良県大学人権教育研究協議会として、部落問題をはじめすべての人権問題を重要な課題と認識し、これまでの同和教育の成果をふまえ、人権教育を研究し、推進していきます。

2004年 5 月22日

奈良県大学同和教育研究協議会第19回総会

奈良県大学人権教育研究協議会 会則

第1条（名称及び事務局）この会は、奈良県大学人権教育研究協議会といい、事務局を会長の指定する場所におく。

第2条（目的）この会は、部落問題をはじめすべての人権問題を重要な課題と認識し、これまでの同和教育の成果をふまえ、人権教育を研究し、推進することを目的とする。

第3条（構成）この会は、前条の目的に賛同し、人権教育を推進する大学で構成する。

第4条（事業）この会は、会の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 人権教育の内容・方法の研究成果ならびに実践の交流
2. 研究会、講習会の開催
3. 調査・研究ならびに資料の刊行
4. その他、目的達成に必要な事項

第5条（機関）この会に、次の機関をおく。

1. 総会
2. 幹事会
3. その他、必要に応じ機関をおくことができる。

1. 総会

総会はこの会の最高議決機関であり、加盟大学で構成し、年度毎に開き、次の事を行う。

- (1) 会務・決算の報告と承認
- (2) 活動方針・予算の審議と決定
- (3) 役員の決定
- (4) 会則の決定及び改廃
- (5) 幹事会等に付託する事項
- (6) その他必要な事項

必要に応じて、幹事会の議を経て、臨時総会を招集することができる。

2. 幹事会

幹事会は、会長、副会長、事務局長、及び幹事で構成し、次のことを行う。

- (1) 総会が認めた事項の執行
- (2) 緊急を要する事項の執行（この場合、総会に報告しなければならない。）
- (3) その他必要事項

第6条（役員及びその任期）この会の運営にあたるため、次の役員をおき、任期を1ヶ年とする。但し、再任を妨げない。

会長 1名 副会長 1名 事務局長 1名 幹事 若干名
監査委員 2名

第7条（役員の任務）役員の任務は次のとおりとする。

会 長 この会を代表し、会務を統括する。

副 会 長 会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。

事務局長 この会の業務を処理するとともに、この会の会計をつかさどる。

幹 事 この会の事業の執行にあたる。

監査委員 この会の会計監査を行う。

第8条（役員の選出）役員は、総会の承認を得て決定する。

1. 幹事及び監査委員は、総会で選出する。

2. 会長、副会長、事務局長は、幹事のなかから選出する。

第9条（会計）この会の経費は、会費・寄付金及びその他の収入をもってあてる。会計については別に定める。

第10条（会計年度）この会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第11条（会議）この会の会議は、会長が招集する。但し、幹事会の決議のある場合は招集しなければならない。

1. この会の総ての会議は、構成大学の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数の賛成で決する。

第12条（加入）この会に加入しようとするものは、幹事会の承認を得なければならない。

第13条（会則改正）会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

付 則 1.（会則の施行）この会則は、1986年12月22日より実施する。

付 則 1.（会則の施行）この会則は、2004年5月22日より実施する。

奈良県大学人権教育研究協議会 加盟大学・短期大学一覧表
(順不同)

No.	大 学 名
1	奈良女子大学
2	奈良教育大学
3	天理大学
4	奈良県立大学
5	奈良県立医科大学
6	帝塚山大学
7	奈良先端科学技術大学院大学
8	畿央大学
9	奈良学園大学
10	奈良大学
11	天理医療大学
12	奈良学園大学奈良文化女子短期大学部
13	奈良芸術短期大学
14	白鳳短期大学
15	奈良佐保短期大学

編 集 後 記

1948年12月に国連総会で採択された「世界人権宣言」前文では、人権について「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義、平和の基礎である」と格調高く述べられている。そのようなものとしての（基本的）人権の尊重は、国民主権主義、国際平和主義とならんで戦後制定された日本国憲法の3つの基本原則となっている。

2015年度は、憲法第14条「法の下での平等」、第9条「戦争の放棄」、第13条「個人の尊重と公共の福祉」をめぐって、それぞれ記念講演会、講演会、研修・交流会を行った。

記念講演会は2015年5月9日に開催され、弁護士 大谷恭子氏（北千住パブリック法律事務所）に「教育における差別の禁止とインクルーシブ教育：障害者差別解消法における内閣府「基本方針」とガイドラインから」と題するご講演を行って戴いた。障害者権利条約は、2006年12月に国連総会で採択され、2007年9月に日本政府は署名したが批准に至ったのは、2014年1月であった。この条約は24条1項で、障がいのある人の教育を受ける権利を認めている。これは、障がいの無い人と区別をされたり、排除、制限、その他不利益を受けることなく教育の権利が保障されることであり、すなわち合理的配慮を受けつつインクルーシブ教育が保障されることである。ご講演では、インクルーシブ教育という観点から、障害者基本法、学校教育法施行令改正、障害者差別解消法、障害を理由とする差別の解消に関する基本方針についてご説明戴いた。

講演会は、11月14日に開催され、弁護士 佐藤真理氏（奈良合同法律事務所）に「憲法と人権：安保法制と主権者国民の運動」と題するご講演を行って戴いた。国会周辺の連日の大規模反対デモにも拘らず、また報道各社の世論調査でも反対が賛成を上回ったにも拘らず、2015年9月に安全保障関連法が成立したことは記憶に新しい。佐藤氏のご講演ではまず、「ヘイトスピーチ 京都朝鮮学校嫌がらせ事件」等基本的人権の保障をめぐって争われたいくつかの判例の紹介があった。その後安全保障関連法の問題点として、集团的自衛権の行使容認、「戦闘地域」での軍事の拡大、PKO法改定の現実的危険、日米ガイドラインの実効性を法的に担保、等が取り上げられ、戦後70年続いた「平和国家日本」の危機を痛感させられた。

研究交流会は、2月20日に開催され、関西学院大学教育学部教授 五百住満氏に「子どもの死生観といのちの教育」と題するご講演を行って戴いた。現代社会では、子ども同士

の「いじめ」による自殺、また虐待致死事件等子どもの生命に関わる人権侵害が多発している。ご講演では、いのちの教育研究会による調査結果に拠りながら、現代の子どもの死生観の特徴を明らかにし、それを踏まえた上での「いのちの教育」の重要性が語られた。また途中で、尼崎市立成良中学校琴城分校教諭 桜井克典氏によるご講演が挿入され、桜井氏が夜間中学で教えている中国残留孤児の女性のエピソードが紹介され、戦争のさなかにおける生死をめぐる凄絶な体験が語られそして世代を超えて継承されてゆくことが、「いのちの教育」にとって重要であることが指摘された。

記念講演会、講演会、研究交流会ともに多くの皆様方にご参加戴き盛会であったことに心よりの御礼を申し上げたい。

事務局長 奈良学園大学教授 井上真理子

発 行 奈良県大学人権教育研究協議会

発行年月 2016年7月

事務局 奈良学園大学

〒636-8503 生駒郡三郷町立野北3-12-1

TEL 0745-73-7800

印 刷 株式会社 明新社

〒630-8141 奈良市南京終町3丁目464番地

TEL 0742-63-0661